

総務産業常任委員会

平成 29 年 1 2 月 7 日 (木)

午前 9 時 5 9 分開 会

○三鬼 (和) 委員長 おはようございます。

ただいまより総務産業常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席しております。

本委員会に付託されました議案 4 件、それから請願 1 件を審査していただき、なお 7 課より報告がある旨を受けておりますので、順次報告をしていただきたいと思います。

最初に、本日の事項書、進行表をタブレットのほうに示しましたので、お開きください。

それでは、最初に市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、総務産業常任委員会を開催していただきまして本当にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 5 4 号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから議案第 6 2 号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまでの 4 議案であります。

総務課より議案第 5 5 号、職員の給与に関する条例の一部改正についてを、木のまち推進課より議案第 5 4 号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを、建設課より議案第 5 6 号、尾鷲市営住宅条例の一部改正について及び議案第 6 2 号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてにつきましてそれぞれ説明いたさせますので、よろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○三鬼 (和) 委員長 それでは、最初に総務課、議案第 5 5 号、職員の給与に関する条例の一部改正についてと報告事項がある中で、報告事項として、ちょっと大きいサイズの資料を提供したいということで、先に資料を配付願います。

(資 料 配 付)

○三鬼 (和) 委員長 タブレットにも同じものが入っていますが、報告事項にあ

ります機構改革の部分で大きいほうが見やすいということで準備していただきましたので。

それでは、最初に議案第55号について御説明願います。

○下村総務課長　それでは、今定例会に提出をしております議案について、総務産業常任委員会進行表により御説明させていただきます。

議案書の4ページ、議案第55号、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴い職員の給料表の改定、勤勉手当の支給率の引き上げが主な改正であります。

資料をもって御説明させていただきます。

資料の1ページ、今回の給与勧告のポイントといたしましては、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置き、給料表の水準を平均で0.2%引き上げるもので、額にしますと1,000円から400円の引き上げ幅となります。

次に、期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1カ月分引き上げ、年4.4カ月分に改定し、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

次に、給料制度の総合的見直しは平成27年度から経過措置が本年度末までとなっており、これにより現給保障適用職員は平成30年4月分の給料から平均で約4,000円の減額となります。

次のページは、今回の改正による本市への人件費の影響額であります。30歳前半までの1級から3級の職員で1,000円の引き上げ、40歳までの4級の職員で500円、50歳代前半の6級の職員で400円の引き上げとなります。一般会計での影響額は給料で102万6,267円、期末勤勉手当で629万8,232円となります。

また、地域手当、これは勤務地による生計費の差を調整する手当ですが、尾鷲市の場合1名が津のほうに勤務しておりますので、1名分となりますが、720円、退職手当への影響額が6万9,231円となります。

続きまして、3ページは扶養手当の見直しで、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それにより生じる原資を用いて子に係る手当額を引き上げる扶養手当の見直しでありまして、本年度と来年度にかけて段階的に見直すこととなっております。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り御承認いただ

きますようお願い申し上げます。

- 三鬼（和）委員長　　以上議案第55号、職員の給与に関する条例の一部改正について議案の説明をしていただきました。これらについて御質疑がございましたらお願いいたします。
- 三鬼（孝）委員　　今、課長の説明ですけれども、民間給与との格差0.15%、これの民間の給与額の基礎というのは全国の一律したことなのか。その辺のところはどんなのですか。何を基準にして0.15%上げるの。
- 下村総務課長　　当市の場合は人事委員会がございませんので、従前から国の人事院勧告を準拠しておるということでございまして、例年言われるのですが、地域の現状はと言われますと、尾鷲市ではそういう調査する委員会がございませんので、従前から国の人事院勧告準拠という形をとらせていただいております。
- 三鬼（孝）委員　　それはよくわかりますけれども、尾鷲地域の給与所得者の基準と市の職員の給与の差というのはかなりあると思うんですよね。その辺のところでこれだけ経済が落ちている中で市民の感情もどうかと思うんですけども、その辺を市長はどのように認識しておりますか。
- 加藤市長　　あくまでも基本的には人事院勧告に従うということがベースになっていると思います。その辺のところもあろうかと思うんですけれども、やはり人事院勧告ということは私は非常に重く受けとめておりますので、それに従った形の中で給与改正というものについて今回臨んだというところでございます。
- 三鬼（孝）委員　　若年層に重点を置きながらということは、これは僕も理解はするんですけれども、課長級とその辺のところもバランスの差というのは大分詰めてきておるのかな。
- 下村総務課長　　先ほど申し上げましたように、初任給ということで1級から30歳前半の2級、3級あたりまでですと1,000円、それから段階的に900円、800円、400円というような引き上げ幅となっております。
ちなみに28年度のラスパイレス指数で言いますと、尾鷲市の場合は97.0で、県内14市中13位となっております。13位。三重県は全国2位の102.8%ということで、近隣東紀州におきましても尾鷲市が一番低い97.0というような数字となっております。
- 三鬼（和）委員長　　他にございませんか。
- 奥田委員　　今、三鬼孝之委員が言われたように、民間と尾鷲の経済がこれだけ冷え込んでおるものですから、今いませんけど、真井議員なんかよく、毎年これが

出てくるものですから、去年も真井議員は反対されておったと思うんですけど、もう私も二、三年前に1回反対したんですけど、若年層のところに重きを置いているということで去年は賛成へ回りましたけど。

それにしても人事院勧告というのは50人以上でしたっけ、正職員が50人おるような大きな企業が対象ということなので、尾鷲はそういうところってほとんどないでしょう。ないんじゃないか、50人以上も正職員がおる会社ってほとんどないと思うものですから、調べるすべがないという話でしたけど、課長、まずお聞きしたいのは、今民間がどういう状況かというのは把握されていないですか。民間も同じようにこうやって給与を上げておるとか、ボーナスを上げておるとか、そういうのが何件ぐらいあるとか、会議所に聞いたりとか。

○下村総務課長　先ほど言いましたように調べるすべがないということですが、私どもが聞いておる中では、ある程度市役所の給料を基本に置いて、市役所が上げておるので、我々もというような企業も中にはありますし、逆に市役所が下がれば市役所も下がっておるのでというのを参考にしておる企業もあると聞いております。

○奥田委員　それはほとんど少数じゃないかな。僕は去年やおとし会議所に聞いても、賃上げしておるところなんかほとんどないですよという話を聞いたことがあるんですけど、今でもそうやないかなという気がしてなんののですが、そういうふうに市役所も上げるんやったら民間も上げますよと。そういう風土を、何か民間も同じように上げてくれるんやったら、何かのインセンティブを行政としてしますよとか、何らかの措置を市長、できんものですかね。民間も一緒になってというよな。

民間も景気が悪いものですからなかなか難しいと思うけれども、でも、賃上げとしていかないとやっぱり資本主義の世の中、今の安倍首相も言っていますよになかなか経済はよくなっていかないし、デフレだと難しいじゃないかという話もあるじゃないですか。どうですかね。行政、尾鷲市として尾鷲市の企業に対して同じようにきちっとした、労働条件もかなり悪いというところも聞いておるものですから、それもきちっとして、こういうものは同じように賃上げもしてくださいよというよな、どうですかね、行政としての限界はありますか。

○加藤市長　例えば政府が経団連に対して賃上げを要求してくださいとか、そういう要望書を出していることをよく報道で見かけるわけなんですけれども、今の状況の中で申し上げるというのは非常に難しいんじゃないかなと。奥田委員にしても三鬼孝之委員にしても尾鷲の状況というのは御存じですから、それはちょっとこち

らから要請する、要望するということは非常に難しいような状況になっていると私は思っております。

だから、あくまでもこれにつきましては全国平均ということで、一部上場企業のもを対象とするんじゃないに、全国の平均に対して要するにまだ格差が生じているからこの格差是正のための0.15という人事院勧告のこれを真摯に受けとめながら、我々としてはこういう給与改定をお願いしたいということなんですけれどもね。

○奥田委員　市長の言われるのはわかるんですけど、ただこれをまたやることによって市役所の職員と民間との格差がより広がるような気がして、そうやものですから先ほど三鬼孝之委員も言われたように、市民感情としてどうなのかなというのは非常に気になるんですよね。

それで、もう一点だけちょっと確認したいんですけど、これは4月1日にさかのぼるんですよね。これは昨年も真井議員がかなりしつこく言われていましたけれども、さかのぼらないでやる方法はできんのかと。これは民間ではあり得んでしょう。賃上げをするのに、給料を上げるよと言って4月1日にさかのぼってやるからねなんていうところはほとんどないと思うんですよ。民間として。

でも、行政だけそういう、毎回毎回4月1日にさかのぼってという、そこだけは、いなべ市やったかな、いなべ市はしていなかったかな。どこかしていなかったよね。だから、そういうところだけでもできんものかな。市民感情として、やっぱり市役所の職員だけどんどん上がっていくというのは、財政難の中で非常に違和感があると思うんさね。

○下村総務課長　いなべ市さんは県の給料表を活用しておりますので、県の場合は昇給が一般と違って1月じゃなくて4月ですので、引き上げもやっておる。先ほど言いましたように、全国2位のラスパイレスになっておると引き上げ分は高いということで、いなべ市さんは県に準拠しておるといって形をとっております。その他の自治体につきましては12月定例会で皆さん上げておると。

それと、逆に引き下げとなる場合も4月にさかのぼるといって形になっており、人事院の調査もあくまでも4月の段階での調査結果をもとに8月に勧告しておるといってことになっております。

○奥田委員　それはわかるんですけど、ただ行財政改革の中でいち早く尾鷲市だけはそういうことを言っておっても財政難ですし、少しでも痛みをあれしよんじゃないかということで、4月にさかのぼらないで尾鷲市だけは1月からにしようかと

か、来年4月からしようかとかできないものかなど。市長、どうですかね。行財政改革の一環で。これはインパクトがあると思うんですけどね、尾鷲市がそれをやったと言ったら。

○加藤市長　私自身の気持ちから言いますと、正直言ってこれは29年4月1日ですよ。中途からこういう形で、7月からこういう形で参画させていただいたということなんですけれども、それはそれとして、やはり私はその勧告に従うべきだというような考え方を持っています。

一方、やっぱり職員組合との関係もございまして、その辺のところもきちんと配慮しなきゃならないんじゃないかなという思いはございます。

○奥田委員　それはわかるんですけど、市長、組合のこともありますけど、でも、それをわかっておいて僕は言っているんですけど、ですから、今組合にも、今組合がどうのこうのとか、執行部がどうのこうのって、そういう時代じゃないと思うんですよ。僕。

だから、やっぱり組合ともしっかり話をして、今の尾鷲市の財政はこういう状況やと。民間の経済状況もこんな状況やということをしっかり話し合えば僕はできると思うんですよ。だから、そういうことをした上で、それで理解してもらえないならばそれでしょうがないですけども、しっかりした話し合いをすれば、僕は何らかの方法は見つかると思うんですけどね。どうですか、市長。だめだ、だめだじゃなくて、試してみる。そうじゃないと民間企業出身の市長だからよくわかると思うんですけど。

○加藤市長　比較論になるわけなんですけれども、尾鷲市の場合、私は大阪市にずっとおりましたけれども、大阪市と尾鷲市とを一緒にするというのもちょっとおかしい話なんですけれども、正直言って尾鷲市の職員の平均給与と大阪市の平均給与は格段の差がある。これは事実なんです。事実です。だから、それ相応の地域の状況に応じた形の尾鷲市の職員の給料であるかなという、そういう感じがまずしていました。

やはり大阪市の給料が幾ら、どんどん大阪市職員の給料を下げると。橋下体制のとき下げた下げたといってもやっぱりかなりの額なんです。本当にそれを思うと、そんなに大きな報酬を得ているというような感じはしないんですけどもね。そういうあれなんですけど。

○三鬼（孝）委員　課長、今、奥田委員が言ったけれども、さかのぼって4月1日からやるということの中で、奥田委員が先延ばしして来年からできるのかという

ような話がありましたけれども、これは来年4月から実施した場合に1年間どれぐ
らいの金額になるの。

○下村総務課長 2ページに今回の人事院勧告の影響額を載せておるんですが、
これがゼロと。2ページに今回の……。

○三鬼（孝）委員 このぐらゐの金額ですの。

○三鬼（和）委員長 800万弱ぐらゐの。

○三鬼（孝）委員 わかりました。

以上です。

○小川委員 国全体で見れば景気がよくなっておるといふのは事実なんですけれ
ども、今南部での平均所得は大體二百七十何万だつたですよ。平均所得。それと
の格差といふのもあると思ふし、きのうの一般質問でも私も言わせてもらいま
したけど、奥田委員も言われましたけど、財政難で医療費の削減といふことも言
わせてもらいましたけど、ジェネリックでも年間節約して頑張つても300万ぐら
いやつたですかね。そうやって頑張つておるところで僕らが言うのとまた逆行
している。それを減らせ減らせといふ割には給料が上がるといふのは、もうち
よつと動向を見たほうがいいんじゃないかといふ気もするんですけど、その点
はどうなんですか。市長。

○加藤市長 答えとして非常に窮しているといふことは事実です。ただ、私自身
がちよつとよくわからないのが、平均給与の270万とか三百何万といふのはど
こを対象としたものなのかといふこと。この辺のところは非常にわからないで
す。それで、その平均年齢が、これはどないになっているの。

○三鬼（和）委員長 市の統計に一般の方がくれたのが載っていますので、統計
書を一遍見ていただくと。この辺は総務課長、ちよつと説明できますか。

○下村総務課長 この質問になりますともうどうしても同じ答弁になつてしま
つております。従前から人事院勧告に準拠と。もう下がるときも準拠するとい
ふ形をとらせていただいております。ですので、今回も4年連続の引き上げとな
りますけど、これにつきましても組合交渉のもと従前どおり人事院勧告準拠と
して今回条例改正、予算を計上させていただきます。

○小川委員 人事院勧告は景気のいい大企業が上つたら全国も上がるといふよ
うな感じで、ちよつとどうも違和感があるんですけど、その点はどうなん
ですかね。大企業って今景気がいいみたいですけど、こっちにも波及して
いないといふのはありますけど。

○藤吉副市長　　人事院勧告を細かく私も存じ上げていませんけれども、人事院の発表では民間給与の調査というのは全国の約1万2,400事業所ということで、大企業ばかりではないというふうに認識しております。その事業所に勤めてみえる約53万人の方の個人別の給与を実施調査してこの数字が出て、それが民間給与ということで人事院勧告では国家公務員との給与格差が生じているのでということでの勧告だったというふうに認識しておりますので、必ずしも大企業ばかりではないという、全国的な調査だということで認識しております。

以上です。

○三鬼（和）委員長　　他にございませんか。

○上岡委員　　市長は今まで民間企業で多分経営側におられて、こういう国の指導で上がるというのは多分そうなかったと思うんですけども、まずは企業の中で給与を上げていいものかどうかという判断を今まで経営の中でされていたと思うんですが、今回多分初めて市長になられて国の勧告で上げられる立場になったと思うんですけども、先ほど奥田委員の質問に対しても答えられていましたけど、今までの立場と今回の市長としての立場で考えられて、本当にこの人事院勧告に従って尾鷲の状態で本当に上げていいものなのかどうか、もう一度ちょっとお聞きしたいんですけども、お願いします。

○加藤市長　　民間にいたときには当然のことながら業績云々、もう一つはやはり社員に対するモチベーション云々等々も考えながら、当然景況感がどうなのかとか、当然のことながら人事院勧告、それについても多少なりともやっぱり参考にしておりました。世の中の流れがどうなのかと。

私の記憶によりますと、例えば昭和48、9年のころ、企業としてはこれぐらいの賃上げをしたと。しかし、世の中の状況がかなり変わってきて、それで民間企業においてもかなりの賃金アップがあったケースがあったんですが、このときには途中でプラスアルファとしてこれだけを出すとか、当然企業独自のそういうことも必要なんですけども、やっぱり他業種、あるいは全体的な企業としての状況というのがどうなっているのかということについては全て比較検討していたということは事実でございます。

そういう状況で私自身は企業生活の中でそういうことを自分もやってきましたし、そういうことも与えられたというようなことがあるんですけども、今回の場合については正直申しまして民間給与との格差というものについてはある程度是正する必要があるんじゃないかなという、それが前提の中で今回こういうことに一応議論

したというような状況なんですよね。あくまでも人事院勧告がどうなのかということであれしながら、それじゃ、尾鷲市としてどうするかというような、そういうことでもって議論して、こういうことを、改正案というものを下させていただいたということなんですけれども。

○上岡委員　何かもう一つ歯切れが悪くて、尾鷲市の財政状況に置きかえていただいて、市長の判断がこうなのでやりますということがもう少し見えるような言葉が、尾鷲市の給与がそう高くないというのか、それとももう人事院勧告に従うんだというのか、その辺もう少しはっきりと言っていたいただければうれしいと思うんですけれども、お願いします。

○加藤市長　今回の人事院勧告の内容の冒頭に掲げておりますけれども、この勧告は労働基本権制約の代償措置として、国家公務員なんですけど、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであると。ここは第一ですよ。

次に、その給与については市場原理による決定が非常に困難であると。こういうことから、いろんな労使交渉云々等々というのが書いてあるわけで、そういうものに準拠して定めたと。それに一応同調したというようなことなんですよね。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

○小川委員　今じゃなくていいんですけど、今度1回尾鷲の企業の中の景気の動向とかも1回調査してみたらどうでしょうか。

○下村総務課長　企業のほうへ出向いておたくの給料はどれぐらいですかと言っても、なかなか言ってもらえんとは思いますがね。

○三鬼（和）委員長　いいですか。税務課であるとか、調査の中に平均値が載っておるんですけど、先ほど総務課長が言われますように、個々の企業では照会してくれるところもあれば難しいところもあろうかと思うんですけど、そういったことも踏まえて御判断願いたいと思います。

○小川委員　いやいや、給料が幾らかという問題じゃなしに、景気がどうなってきたおるかとか、そんなアンケートみたいなものを1回とってみたらいいんじゃないかということ。

○三鬼（和）委員長　ちょっと総務課長宛てにもう一度、小川委員。市独自の地元の事業所等に今給料がどうなっておるかとか、一度そういった調査もしたらどうかと。

○小川委員　給料がどうかじゃなしに、業績とかそんなものを1回調べてもいいんじゃないかと思うんですけど、5人以上なら5人以上の会社とか。

○下村総務課長 正確にきちっと答えていただけるかどうかということになると
思います。景気動向等は金融機関さんのほうがいろいろ県南部のほうの調査もいた
だいておって、その辺のマスコミ発表をちょっと調べさせていただきたいと思っ
ております。

○三鬼（和）委員長 いいですか。公務員の給料についてはみずから設定してお
るところもあるみたいですが、おおよそがこういった人事院なり県のそういった
ものでやっておるみたいだということで、今回の議論はそういったあれですが、
課長、一度調査をしてみたらという提案もございましたので、その辺もお考え願
いたいと思います。

それでは、議案につきましてはこれで終わって、報告事項を説明願いたいと思
います。

○下村総務課長 それでは、資料の４ページをお願いしたいと思います。

組織機構の見直しについてでございますが、本市においてはこれまで身の丈に合
った簡素で効率的な行政運営を行いつつも、時代に適用した行政ニーズに対応でき
る組織体制を目標とし、平成２６年度には第６次総合計画の重点的な取り組みを掲
げた人づくりを具体的に進めていくための推進エンジンを食に絞り、各分野の食と
いう共通項目により横断的かつ連動したまちづくりを目指すため、水産部門と商工
部門の連携を強化する組織体制として両部門を統合し、水産商工食のまち課といた
しました。

平成３０年度は後期基本計画の２年目であるとともに、新市長の描く重点施策の
推進に適した効率的な事務執行体制を整えるとともに、地方自治制度の改革や権限
移譲への対応、総合計画に掲げる施策の実現、さらには多種多様な市民ニーズに
的確かつ柔軟に対応するための組織体制を目指すとともに、課の名称も市民にわかり
やすい名称といたします。

６ページのＡ３のサイズをお願いします。

まず、市長公室を政策調整課に改め、新たに市政改革担当を配置し、総務課から
行政改革に関することを移管し、職員の働き方改革と行政改革を徹底させ、無駄、
むらの徹底排除を図ります。

係といたしましては、政策調整係を企画調整係とし、市政改革担当は働き方改革
と行政改革に特化するものといたします。

人づくり支援係は地域創生係とし、移住・定住施策などの地域の活性化に取り組
むものとします。

次のページをごらん願います。

福祉保健課では、児童及び高齢者福祉、生活保護や健康増進など、市民の福祉と健康を守る施策を実施するため、高齢者児童係、自立支援係、健康長寿推進係の三つの係で業務を行っておりますが、近年地方分権が進み、県が実施していた未熟児養育医療費助成事業を初めとする数種の事業が権限移譲され、また、法律改正等により生活困窮者自立支援事業や地域包括ケアシステムの構築、また、平成32年度までの設置が求められている子育て世代包括支援センターなど、業務の多様化が進んでおります。

このような状況に対し、業務分担の見直しによる効率化と子育て世代包括支援センターの設置によるワンストップ拠点を生かした子育て支援の充実を進めるため、高齢者児童係と健康長寿推進係の業務内容を再編し、高齢者福祉係、子育て支援係、健康づくり係へと改め、自立支援係と合わせて四つの係とするものであります。

事務分掌に変更はなく、庶務規程を変更し、高齢者福祉係に新たに女性相談に関すること、子育て支援係に児童発達支援に関すること、放課後児童健全育成に関すること、健康づくり係に未熟児養育医療費の助成に関すること、自立支援係に生活困窮者自立支援に関することを追加するものであります。

次に、8ページをごらん願います。

現水産商工食のまち課ですが、水産部門を切り離し、商工観光課といたします。商工観光課では尾鷲の魅力を知ってもらい、食べたい、買いたい、訪れたいといった動機を起こさせるきっかけづくりとして、魅力ある質の高い観光情報等を積極的に提供するため、マスメディアやホームページ、SNS等、さまざまな媒体を通じたシティーセールスを図り、経済的、商業的な観点からの戦略的な情報発信、広報活動を展開していくため、観光交流係におわせ魅力発信担当を配置します。

事務分掌では産業資源、観光資源に関することを追加し、水産に関することを水産農林課に移管します。庶務規程では産業資源、観光資源の利活用、流通、発信に関することを追加します。

また、水産農林課では、農林水産物のブランド化による産業振興を推進することにより、若者が働ける場所を創出し、未来につながる経済基盤を整える必要があること。また、水産部門と農林部門を統合することで水産商工食のまち課、木のまち推進課にそれぞれ設置している基盤整備係が統合され、農林漁村の一体的な生産基盤の強化とともに業務の効率化を図ります。

次のページには出納室を会計課に、防災危機管理室を防災危機管理課に改めるも

のであります。

最後のページに機構図の新旧対照表を添付しております。12課3室が15課になるもので増減はありません。また、係についても福祉保健課が1係増となるものの、水産農林課の統合により基盤整備係が1係となります。係の増減もございません。

以上、平成30年度からの組織機構の見直し案についてであります。

○三鬼（和）委員長　　以上、執行部が今検討しております組織機構の見直しについてを説明願いました。

この案件につきましては当委員会に付託を受けるであろう議決事項になっておりますので、前もってこういった構想で進めておることを披露していただいたということですので、議会側の意見もお伺いしたいということできょう報告願いました。聞き取りとともに住民の代表として、各課へ接触した折にこういったことがあったということがございましたら、この際ですので、提言というような形で御発言願ったらと思います。

○小川委員　　報告事項なのでちょっとあれなんですけど、水産商工から二つに分かれるんですね。これってどんどころが今までうまいこと機能しなかったのかとか、もしわかれば教えていただきたいのと、一つきのうでも一般質問でさせてもらった健診は市民サービス課、それに対する指導というのは福祉保健課で、連携がちゃんととれていないような気もするんですけど、その点はちゃんとしっかりと考えておられるのかなと。その2点だけちょっと教えていただけますか。

○下村総務課長　　健診につきましては、健康づくり係が成人保健事業、母子保健事業ということで従前から健診のほうが、ただ国保のほうでもそういった健診の予算がありまして、健康づくり係と国保のほうの連携を密にとっていっていただくこととなっております。

○小川委員　　連携がとれていないような気もしましたので、きのう目いっぱい質問したときも保健指導はどっちが答えるかわからんような状態もありましたので、どうかなと思っただけで言わせていただきました。

○下村総務課長　　庶務規程のほうにも国民健康保険の保健事業及び特定保健指導の実施に関することというのは健康づくり係でやっていくという庶務規程にもなっておりますので、その辺は両課の徹底を図っていただくように総務課のほうからも指導させていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員長　　あと一点、水産と商工の関係のほうの。

○小川委員　水産と商工と分かれた場合に、水揚げされるまでが水産なんですけど、その後は商工のほうでプロデュースするとか、販売のほうとか、ちょっとわかりにくい部分もあるんですけど、その点はどうなんですか。

○加藤市長　まず、今回の私の政策の大きな一つとして、第1次産業の活性化ということをやっております。第1次産業の活性化ということについては農水林、もうこれは当然のことです。これはやっぱり一本化するべきだと私は思っております。そこで一応1次産業の活性化をどうしていくのかということを考え、それで行動を起こしていかなきゃならないと。

さっき水揚げして、第1次産業、第2次産業、第3次産業をどうするのかというような、私は小川委員からの御質問として受けとめたわけなんですけれども、これをやっていたらうまいこといきませんよ。私はそう思います。これはやっぱり一気通貫ですよ。

今6次産業化が進められているということについて、前の庶務事項の中でも水産の中に6次産業化ということがうたっているんですけども、要するに商工どうのこうのというのは、この役割、機能分担というのはどうなのかということをお願いすると、やっぱり水産は水産として一気通貫ですよ。1次産業、2次産業、3次産業を6次産業化していくための水産事業なんです。同じようなことが農、林にも言えると思います。

それで、商工と観光、商工観光課としての役割は何なのかと言ったら、それを支えるがための販促活動とか、そういったものだと思っている。商工は商工として、観光は観光としてそれぞれの機能がありますよ。それに対して農水林から水産農林というものはそれがうまく事業が進められるように僕は後押しという考え方を持っているんです。

だから、それは商工になったら、商工というのは2次産業じゃないか。小売りと言ったら3次産業と、そういう考え方じゃないんですね。一気通貫なんです。水産事業としてどう6次産業化して活性化していくのか。農についても林についても同じだと思っているんです。それを現状の1次産業たる尾鷲の状況を見ますと1次産業としての農水林を活性化するためにはやっぱり6次産業化しなきゃならないというのは皆さん方お考えのことです。それを一つのまとめとしてそこでやらせると。

それで、あと商工、観光の立場はそれぞれの機能はありますけれども、要するに水産農林というものの、それを支える形でやるというのがすっきりするんじゃないかなと私自身が感じましたので、そういう形で持っていきたいということをきょう案

として御提案をさせていただいているというところでございます。

○奥田委員　　今話を聞いておまして、それだったら逆に一緒にしたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、6次産業化を進めていくということで、そのために岩田市長が水産商工食のまち課という形で商工と一緒にしたわけで、今話を聞いていると確かに別々に1次産業、2次産業、3次産業だけれども、6次産業化していかなあかと市長がそうやって言われるんやったら、逆に一緒にしておいたほうがいいんじゃないかなと僕は今聞いておって思ったんですけど。

○加藤市長　　あくまでも1次産業である、生産のほうなんですけど、農水林を固めてこれを活性化していくということが僕は基本だと思っている。その6次産業化を目指す。それを一気に通貫でそれぞれの組織の中でやっていく。それを下支えするというのが商工の役割。例えば具体的に言ったら販促活動とか、というようなものだと思っておりますけれども。

○奥田委員　　思ったんですけど、下支えするとか、そういうことがもっとはっきりしようということで、岩田市長と一緒にしたほうがやっぱり機能としてうまくいくんじゃないかということでしたと思うんですよね。だから、今の市長の考え方というのは一緒にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。

だから、伊藤市長のときに農林水産と一緒にしたんやったかな。それで、岩田市長のときに農林水産を分けて、市長公室と財政も分けたというのがありましたけど、その後水産と商工はくっつけたというような、6次産業化の話の中で、そういう話、いろんな流れがあるわけなんです。またもとへ戻るんかなと感じがしてならんのかな。

岩田市長のときに2課ふえて1課減ったという感じなんです。1課ふえたんですよ。だから、今このお話を聞いておって何かもとへ戻るような感じで、もうちょっと行財政改革ということをして市長が唱えるのであれば、逆に機能性を持ったものでまとめたほうが僕はより機能するんじゃないかなという気がするんですけど、そうじゃなくて各担当に責任を持たせてやるんだというような考えなのかなという気がするんですけど。

市長の考え方でいけば、僕はまとめていく方向のほうがいいんじゃないかなと思うんです。その辺のプロジェクトがどうのこうのという話もあるじゃないですか。分けてしまうとまた責任が、じゃ、私はここまででいいんやみたいな話になっていかへんかなと僕は危惧するんですけど。

○加藤市長　　私は逆だと思っております。水産事業の活性化、あるいは農林事業

の活性化というのはやっぱり一気通貫でやるべきだと思っています。

今の状況を見てみますと、水産商工という形では商工という考え方であったら、逆に言ったら木のまち推進課がヒノキの事業を活性化させるために販路を拡大しましょうと言った。販路拡大というのは3次産業の世界なんですね。加工技術を駆使して、要するに加工産業というものを活性化しなきゃならないねと。ただ、原木のままでは非常に安い値段の中で、それをいろいろと加工していきながら付加価値を高めていきたいと思いますというのは、これも一気通貫だと思っているんですよ。

それを今度は3次産業とかそういった2次産業になると商工の仕事だとか、どうのこうのじゃないと思うんです。あくまでも水産事業を活性化させる、農林事業を活性化させるためにはやっぱり一気通貫であるべきだと思っています。これはその大きな仕事であるという、そういう認識のもとでこういう案を提案させていただきました。

○奥田委員　　そういう考え方もあると思いますけど、だったらもう水産とか農林を現場だけでいいんだと。2次産業の加工、それから3次産業のどういった流通したらいいかという、そこは考えんでいいかと。そこを、いや、そういうことでしよう。そういう責任を明確化させるというように聞こえるんですよ。

その後で6次産業化を考えていくというんだったら、やっぱり僕は岩田市長がやったような集約していくという方向のほうがわかりやすい。1次産業の中でも2次産業、3次産業のことも考えながら、流通のほうも1次産業のことも考えながらというスタンスというのが、そうするとさっきも言ったけれども、プロジェクトということを使うんやったら、もうちょっとすっきり市役所の機構をしていったほうがいいと思うんですけどね。僕はそう思うんですけど。

○加藤市長　　逆にこれすっきりしていませんか。水産に関する事、水産の事業を活性化するためには何をしなきゃならないかと。水揚げ量をふやすためにはどうしなきゃならないか。あるいはそれを受け入れる市場の整備とか、そういったものをどうしなきゃならないのか。それを、できたものを加工することによって付加価値を高めるそういうものをどういう形で進めていけばいいのか。それがそういう加工というものを踏まえて、さらにこれを販路拡大するがためにどうすればいいかというのは、これははっきりわかりやすいんじゃないですか。水産事業がやるんだと。

農林についても同じことが言えると思います。ここはここの仕事だからほかの部署でやったり、ここはまた別の場所でやるというのは、これは僕は逆におかしいと思います。水産を活性化するために水産農林課がどう役割を果たしていくのかと。

農林を活性化していくためにどう水産農林課が活性化するための役割を持つのかと。これのほうが私はすっきりしていると思います。という考えです。

○奥田委員　市長の考え方がそれならそれでいいと思いますけど、ただ逆に言うともたもとに戻るんですよ。これ。岩田市長が変えたのをまた伊藤市長の時代に帰ってしまうということで、それまでにいろんな食のまちやら、やっぱり6次産業化という中で1次産業や2次産業や3次産業と言っておる場合じゃないですねというような話も議会の中でもいろんな方が、三鬼和昭委員長なんか特にそうやけれども、そういう提案とかもしながら、岩田市長もそういう形で進めていたと思うんやけど、またもとへ戻るという感じかなと僕は受けとめておるんですけどね。それならそれで市長の考え方なんでね。もとへ戻ったほうがいいと。それで進められたらいいと思いますよ。

○加藤市長　過去にどういう組織であったかということは私も調べさせていただきました。結果的にもとに戻る考え方、それは事象としてはあるかもわからないですけど、私は信念を持ってこれを新たな形で、水産農林課として役割をきちんと果たしながらこの部門を活性化していきたいという、そういう思いでございます。

それは事象としてそういうことはあったかもわからないですけど、今回はやっぱり水産業、農業、林業を活性化させるためにはどういう組織がいいのかというのは、私はこれ以外にないと思っております。

○奥田委員　最後にしますけど、でも、市長に一言だけ申し上げたいんですけど、市長はプロジェクトチームをつくりましたよね。だから、今本当にこの前のあれもいい例ですよ。プールの補助金の件でもそうですわ。副市長が会長で審議会、各課長が9人おるのかな。おるんやけれども、中身を全然検討していないんですよ。もう担当課に任せっきり、生涯学習課のことやろうと。ほかの委員なんか何にも検討していないもん。副市長もあれやけれども。だから、そういうふうになっていく。今なっておるんですよ。だから、市長はプロジェクトをつくったんやと思うんですよ。

だから、市長の考え方から言うと、今せっかく岩田市長が集約してうまくやろうとしておるところを、またこれを切ってしまう。切ってしまうというのはあれやけれども、責任を持たせようとするのかもしれないけど、僕は市長のプロジェクトチームという話を聞いて、これはやっぱりみんなが俺のところの今の仕事をしておたらいいんじゃない、ほかのことは知らんと。そんなことじゃなくて、もっとみんな連携をとって尾鷲市をよくするためにお互い頑張ろうやないかという考え方かなと思っ

て、非常にいいなと僕は思っておるんですね。

だから、そういう中でやっぱり分けてしまうと、今まで1次、2次産業も考えながらやろうとせっかくしておるところをまた分けてしまうと。じゃ、俺らもそれは関係ないやという、そういうことが多々あるんですよ。もう副市長、この前の補助金だってそうやん。生涯学習課のことや、俺は知らんわみたいな、そんな議論しかしていないもん、議事録を見たら。

だから、そこだけ、市長、よく考えてそういうことにならんようにぜひお願いしたいと思う。僕は集約していったほうがいいと思うんですけど、今の行財政改革の一環として。市長の考え方がそうやったらそれで結構です。

○加藤市長　奥田委員おっしゃるように、本当に私もそういうように考えております。だから、今回のプロジェクトにつきましても各部門の垣根を超えて議論し合うということでこういうプロジェクトチームをスタートさせたわけです。一方で、働き方改革や行財政改革の中で市役所の職員としてなすべきことという定義づけの中でまだできていないもの、今後やっていかなきゃならないもの、そういったものを全部洗い出しながら、本当に市民の皆さんから安心して行政を任せられるという、そういう声が出るような形で今回のプロジェクトチームをスタートさせたということでございます。

あくまでも分割したんじゃないしに固めたんです。固めて今、前の組織の内容、要するに庶務事項の中でも6次産業化を目指すんですよ。水産にしても林業にしても農業にしても、6次産業化を目指すために一つの部門等で、俗に言う生産段階では1次産業、これは農業、水産業、林業といった基本的な1次産業なんです。

これを2次産業、3次産業に持つていくためには1次産業をベースにしながら2次、3次をどう持つていくのかということを一気通貫で水産に関すること、農業に関すること、林業に関することをそれぞれで考える。それを水産農林課長がきちんとマネジメントしていくというような形なんです。これを一气通貫でやっていきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員　市長が変われば機構の見直しなり改革は当然だと思っておりますよ。それで、今、小川委員と奥田委員の質問に市長はいろいろと思いを込めて言っておりますけれども、今回の改革をするに当たって4年間加藤市政がこれから進展していくんですけれども、今回の機構改革に当たっての市長の意気込みをちょっと、全体的な意気込みをちょっと聞かせてください。

○加藤市長　今回の全体的な意気込みというのは、まず私自身は経済の活性化、

産業の振興ということをやっております。これについて基本的には1次産業を活性化させると。1次産業を活性化というのは1次産業だけの事業をやっているだけじゃないか。それは活性化させるためには1次から2次、2次から3次、これをきちんと6次産業化ということはもう世間でもうたわれていますが、これは非常に大事なことですよね。それぞれの事業を発展させるがために。そういう形で要するにこの事業について徹底的に推進していこうという思いが一つです。

もう一つは、これとはまたちょっと別なんですけれども、やはり市民の皆様方といろいろ意見交換とかそういったものを行っています。今の市役所のあれはようわからんと。どこが何をしているのかといった。きのうの内山議員の御質問もございました。やっぱり我々は受け手なんですから、市民の皆様方にとっては。市民の皆様方がどうやってどこに尋ねて行って質問したらいいか、お尋ねしたら、お問い合わせしたらいいか、意見を言ったらいいかとか、その窓口機能というものについてもはっきりさせよということで、組織機構の中で呼称の変更というのもやりました。

それで、市民の皆様方が必要になっている子育てというものについて、本当にこれは重要性があるし、そういう言葉すらないと。そういう窓口すらないという。本来これは係でいくべきか、課でいくべきかというのはちょっとまだクエスチョンなので、まず子育て係というものを福祉保健課の中に入れて、ここの窓口対応をして、市民の皆様方が迷いなく、あるいは市の機構として子育ては重要なんだと。

ほかのことについては、ちょっとこの辺のところはクエスチョンでしたから、ましてや子育てというのは生涯学習へ行ったらいいんですか。福祉保健に行ったらいいんですか。そういった窓口対応をきちんと決めよというような、そんな大きな、そういう話が今回の機構変更の中での中心になる内容でございます。

○小川委員　　今度は水産農林課ですよ。よそに行きますと県でも国でも農林水産というのはよく聞きますけど、水産を頭へ持ってきたというのは、これは市長の水産に対する強い思いかなと思うんですけど、水産を頭へ持ってきたという、心意気で持ってきたその理由を。

○加藤市長　　言葉というのはいろいろあると思うんですよ。本来であれば農林水産課、農林水産省とか、そういうあれだと思うんですけど。ただ、今喫緊の課題として、みんな喫緊の課題はありますよ。それを尾鷲として本当に活性化させていくためには、まず水産をどうしてもということ、まず第一に私は水産を取っかかりにしたいということは選挙を通してでも、市長に就任してからの所信表明からでも申し上げております。

そういう形の中で水産農林課という形で、そういう組織があるかどうかということは副市長にも確認しながらしたんですが、そういう形のものはありませんよと。だから、俗に言う農林水産課というんだけど、水産農林課という部門もありますよというようなことを聞いて、じゃ、水産農林課がいいんじゃないのというようなことでこれを提案させていただいているということでございます。

○内山副委員長　子育て支援係、これは望ましい係だと思うんですけど、今言っていたように、一般質問で言わせていただいたんですけど、活動的な内容の文言が入っていないので、例えばイベントやサークル、これからどんどんニーズがふえるようにしていただきたいので、相談窓口というのが今後どのようになるか。ちょっと気になる場所がありますので、お答えください。

○加藤市長　せんだって内山委員の御質問の中で私もはっきりと申し上げましたけれども、先ほども児童福祉部門、子育ての部分については児童福祉部門の施策と、教育部門のイベントと、これが実態としてあるわけですよ。そういった中で、同じ子育て支援であるということから、その両課の、今の福祉保健課とそれから生涯学習課、この両課の施策とかイベントというものをコーディネートする体制なんですよ。コーディネート、調整するという。

だから、あくまでも受け手なんです。要するに窓口なんですよ。窓口であって、それでもってコーディネートしていくんですから、おっしゃるようにこれはちょっとイベント力が足りないんじゃないですかと。これは独自でやるのか、あるいはこれは生涯学習さん、きちんとやってくださいよと。もっと持っていったらいいんじゃないですかと。そういう調整的なコーディネートするような体制を整えて、さらなる尾鷲市の子育て支援を充実していきたいと思っておるんです。

だから、逆に中身を言いますと、要するに市民の皆様方からの御意見をいただく場所は子育て支援だと。子育て支援について現状を踏まえた形の中からもっともっと子育てに対して充実していかなきゃならないということなんですから、充実するんですよ。だから、今までどおりこうじゃないんですよ。もっともっと発展させていこうという気持ちがあるんです。子育ての支援に関しては。

それに対してやはりおっしゃるように、これはイベント力が足りないんじゃないの、イベントをもうちょっと、だから、こことこことこういうのは一緒のをやっているので一固めにして、小さな面があるんだったら大きな面にしながら一緒にやったらとか、そういうものをコーディネートする部門として子育て支援係というものを今回設置したいと。そのように考えました。

○内山副委員長　　ということは、これは連携がとれてこの窓口になるという認識でよろしかったですか。

○加藤市長　　窓口になるということも大きな役割です。しかし、自分たちから企画提案していきながらやっていくということも考えなきゃならないと。あるいは考えたことを実働部隊として生涯学習にするのかどうかというような、それは今後の話になると思いますが。

だから、どんどんいろんな子育て支援をするための企画案なり、提案事項というのはここできちんと窓口として固めてくれと。実際にやる分については、どこでやるかということについてはここがコーディネートしてくれと。だから、自分のところでやる分もあるし、どこかにやっていただく分と、全てコーディネート体制というものをきちんとしていきたいと思っております。

○小川委員　　内山副委員長にちょっと関連しまして、子育て支援のところで、名張あたりですと妊娠から子育てまでワンストップでやっておりますよね。ネウボラとかとって。新しいのを見ても母子保健係と二つに分かれているように思うんですけど、子育ての。それは内山副委員長が言うように妊娠から子育てまでワンストップでできるような、そういうのを言いたかったんやろうか。そういうふうに、これを見ても分かれていますので、その点はどうなのかなと思ひまして。

○加藤市長　　基本的には揺りかごから墓場までという形の中で、一気通貫でやったほうが良いと思ひますよ。ただ、やっぱり今子育て支援ということに対してもっともっとこれを活性化してって、本当に子育て支援をしていかないと子供だけの話じゃないんですね。それに対する親の話もあるし、いろんな話がある。まずここに焦点を当てながらこれを充実させていきたいと。

当然それだけやるんじゃないくて、それをまたコーディネートしていくんですから、それをどういうふうな形でほかの部門と協力体制を持っていくかという、そういう考え方をしていますので、一遍にそれをどうのこうのするというのは非常にタイトだと思います。現状では。

だから、子育て支援に対するそういうものについては、まずコーディネートできる現状の組織を踏まえながら現状の庶務事項、要するにそれぞれの事務分掌なり、そういったことを踏まえながら、ここがきちんと子育てに関する窓口、あるいは企画提案というのはここが窓口になるんだということをはっきりしていきたいと思ひます。

そこからつながるものは、行く行くは市で構想を練っているそれを具現化してい

くということは当然あるんですけども、来年度についてはそういう形で子育て支援という、そういうものについてのコーディネートができるような体制をきちんとやっていきたいというのが私の考え方です。

○下村総務課長　子育て支援係につきましては、保健センターのほうへ移して、健康づくり係と同じ部屋にやっていくということで相互連携を図っていく予定になっております。

○小川委員　ということは、名張みたいなネウボラというか、ほとんどワンストップでやっていかれるということなんですか。

○下村総務課長　当然出生届が市役所のほうへ来て、その後という問題がありましたので、その受付云々というのを市民サービスのほうと福祉のほうが話し合いながら、ワンストップサービスをできるだけやっていくと。ただ、その後のいわゆる子育て支援策については保健センターのほうで一括してできるような体制をとっていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

○上岡委員　そうすると、保健センターは子育て支援係と健康づくり係になるんですか。

○下村総務課長　はい。先ほど言いましたように子育て支援係を保健センターのほうへ移して、一つの部屋の中に健康づくり係、子育て支援係が入る形になります。

○三鬼（和）委員長　今回主に出ましたことは今の福祉保健課においては子育て支援係、これは人員的にも強化されるとこちらでは考えたらいいんでしょうかね。イベントから実質的な子育てというのが全部入るといことがございますので、その辺が1点と。

それからもう一点は、健康増進については福祉と市民、国保のほうですね。国保の受診が低いんだと思うんですけど、そういったところの連携の強化がこの組織の中では、これは人的な問題があるかと思うんですけども、強化になっていくのかというのは小川委員からの指摘がありましたし。

それから、水産振興につきましては極端な話をしたら魚価というのは制度原価を漁師さんが出せないというところで、仲買さんであるとか流通の中で魚価が決まっていけることがありまして、言ったら入札が活発になれば、値段が上がれば第1次産業のほうへ還元になるという、非常に変わった仕組みになっておるといところがあるんですね。水産に関しては。

その辺を踏まえて、この事務分掌の中では水産振興に関することと同時に、水産

物の市場拡大に関することということで、簡単に言うといと魚価を左右する仲買さんの話であるとか、また水産物、干物とかそういったものも含めてこういった割り振りにするのか、そういったところは氷庫の中へ残っておるのかということがあるので、6次産業化という話が今質問の中にも出たかと思うんですけども、その辺ももう少しわかりやすくこれを提案されるまでに整理していただいたらなと思うんですけど、その辺についてまだ議案として上がっていませんので、よろしくお願ひしたいと思います。どうですか、その辺。人的なことも踏まえて。

○下村総務課長 福祉保健課のほうにつきましては係が一つふえるということもありますし、ことしにつきましては30年度採用の保健師2名を募集して、優秀な保健師さんが採用予定となっております。

あと庶務規程のほうには水産振興係についても細かく記載させていただいておりますし、新たに観光交流係のほうに尾鷲魅力発信担当というような書き方をさせていただいておりますので、この辺も配置していくという形になると思います。

いずれにしましても、議決をいただいてこの形をスタートするというところで、人事のほうももう1月に入りましたら職員配置も含めて検討していくこととなっております。

○三鬼（和）委員長 ということ、3月スタートということは臨時会等々を議長のほうにお願いしていくという、議長というか、議会のほうにお願いしていくという形で今は進めておるといことですか。

○下村総務課長 まずは総務委員会にお示ししていろんな意見をいただいたと。その中で修正箇所があれば訂正しまして、年明けに臨時会を開いていただいて議決をいただければなど。

○三鬼（和）委員長 新年度からスタートするということですね。予定としてはね。

○上岡委員 今、各委員の御質問に市長及び総務課長がお答えいただいたので、よくわかったんですけども、二つ担当部署があると思うんですけども、私が気になるのは市政行革担当とおわせ魅力発信担当、これは複数人で担当させる予定なんですか。係長クラスまでいくのか、今のお考えをちょっとお聞きしたいんですけど。

○下村総務課長 一応市長からの指示では課長補佐級を充てて、その下に臨時職員をつけるかどうかというような状況になっております。いずれにしましても、人事の作業は年明け早々に各課のヒアリングをもとに、この体制で行くのであればそ

のような人事配置を検討してまいりたいと思っております。

○上岡委員　　ぜひ複数人配置をよろしく願います。

○三鬼（和）委員長　　それでは、また変更箇所とかあったら委員会のほうにも、休会中でも結構ですので、御説明の機会を持っていただきたいと思います。

それでは、総務課に関する審査と報告事項について終わりたいと思います。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　総務課の皆さん、御苦勞さんでございました。

木のまち推進課を行いますので、暫時休憩いたします。

（休憩　午前 11 時 16 分）

（再開　午前 11 時 21 分）

○三鬼（和）委員長　　休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

続きまして、木のまち推進課でございます。付託議案につきましては第 54 号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。あと、それと報告事項があるということです。

○内山木のまち推進課長　　初めに、尾鷲林政推進協議会のほうで日本農業遺産のパンフレットを作成しましたので、その配付をさせていただいてよろしいですか。

○三鬼（和）委員長　　配付してください。

（資料配付）

○三鬼（和）委員長　　課長、これはどういったことを主に作成したということをお簡単に教えてください。

○内山木のまち推進課長　　それでは、議案第 54 号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（案）の制定について御説明いたします。これにつきましては資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。

通知します。

それでは、まず資料の 1 ページをごらんください。

農業委員等に関する法律の条例改正についてであります。

1 番、農業委員会法改正の内容についてです。（1）農業委員選出方法の変更、公選制から議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更となります。募集につきましては農業協同組合等の団体に対して推薦を求め、同時に委員になりたい方の募集を公募にて行っていきます。

①原則として委員の過半数は認定農業者であること。地域条件等、尾鷲市みたいに農地の面積が少なく、農業者の方も少ないということから、議会の同意が得られれば4分の1でも可能ということでもあります。

②農業者以外の者で、中立の立場で公正な判断ができる者を1名以上含まなければなりません。

③委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別など、著しい偏りが生じないように配慮することとなっております。

資料の2ページをごらんください。

農業委員の選出方法についてであります。現在は選挙制と市長の選任制（議会・団体推薦）の併用で行っております。改正後につきましては、先ほど説明させていただいたように議会の同意を要件とする市長の任命制一本化とします。それで、過半数が原則として認定農業者であること、それと、また農業者以外の者で中立の立場で公正な判断ができる者を1名以上、それと女性、青年を積極的に登用することになっております。

流れとしましては、市長が推薦公募を実施いたしましてその情報を整理、公表いたします。それで、市長は推薦公募の結果を尊重して、選任議案を議会のほうへ作成し提出させていただきます。それで、議会の同意が得られれば市長が任命という形になります。

資料の3ページをごらんください。

次に、農地利用最適化推進委員の申請について御説明させていただきます。

農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者を委嘱する形となります。農地面積200ヘクタール以上がある場合は必ず設置する必要があります。

募集につきましては、農業委員会の推薦、公募により農業委員と同時期に実施いたします。

主な業務内容といたしましては、担当区域における、これは尾鷲市全体と考えております、農地の利用状況調査や農地利用の権利関係の調整、あっせんなどの主に現場活動となっております。

また、農業委員と連携しながら農地の利用の最適化を推進していきます。農地利用最適化推進委員の選出方法につきましては、先ほどと同様に農業委員会で推薦、公募を実施していきます。それで、農業委員会では推薦、公募の情報を整理、公表します。それと、その結果を尊重して選任し、それで最適化推進委員の委嘱をする

という形になっております。

資料の4ページをごらんください。

法改正に伴う農業委員、農地利用最適化推進委員の業務について御説明させていただきます。

農業委員の主な業務につきましては、改正後も変わりなく農地の貸与、売買の許可、農地転用許可の審査、農地基本台帳の管理、農業者の要望実現の取り組みなどで、農業委員会と総会での審議決定というふうになっております。

また、農地利用最適化推進委員の主な業務としましては、農地の利用状況調査、農地利用の権利関係の調整、あっせんで、主に現場活動となります。

資料の5ページをごらんください。

今回の条例改正の内容について説明させていただきます。

現在農業委員の定数が10名の中、今現在9名で運営しております。議会推薦が現在2名、農協推薦が今のところゼロ名で、現在11名になっております。これが改正しまして、農業委員の定数が8名、農地利用最適化推進委員の定数が2名、合計10名で、この前9月の農業委員会において決めていただきました。

推進委員の定数の基準に当たりましては、100ヘクタール当たり1名ということで、尾鷲市の農地の面積が298ヘクタールであることから2名というふうになっております。

現在の他市町の状況について御説明させていただきます。

改正後の法律で施行されている市町につきましては10市町が現在動いております。尾鷲市みたいに改正前の法律で施行されている市町が今現在10市町ありまして、当市同様今年度以降改正する予定でございます。

委員の任期につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに3年でございます。

続きまして、資料の6ページをお願いします。

尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について説明させていただきます。

農業委員会の会長、副会長及び委員の報酬額については従来どおり会長が月額1万8,000円、副会長が1万5,500円、委員が1万3,400円であります。

また、農地利用最適化推進委員の報酬額につきましては、農業委員と同額の1万3,400円と考えております。これは農業委員会での議決権がなくとも推進委員の業務は農業委員と大きな差異はなく、農地の利用状況調査や農地転用に係る案件

の調整でございまして、農地利用の最適化推進であるためでございます。

農業委員や農地利用最適化推進委員における能率給については、尾鷲市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則により、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当として国のほうから交付されることになっております。能率給につきましては、農地利用最適化交付金を財源といたしております。

それでは、能率給について説明させていただきます。

まず、内容としまして、1番、活動実績に応じて交付されます。上限額が農業委員及び推進委員の人数に1回6,000円ということで12回、1人当たり年の限度額が7万2,000円となります。

活動内容としましては、1、担い手への農地集積・集約化の推進活動、2、遊休農地の発生防止・解消活動、3、農地中間管理機構との連携活動、4、新規参入者の促進活動でございます。

二つ目としまして、成果に応じても交付されることになっておりまして、上限額が農業委員及び推進委員の人数に1回1万4,000円に、あと評価点割る9掛ける12カ月ということで、1人当たり年間上限額が48万5,334円となります。

活動内容としましては、担い手の農地の集積をすること、それと二つ目、遊休農地の発生防止、解消をすることになっておりまして、この26についてちょっと説明させていただきます。

まず目標面積を策定しまして、その目標面積がまず1点となります。その面積がふえることにより最高で13点まで加算されることによりまして、この1番、2番それぞれ13点で26点という内容になっております。それで、活動実績と成果実績の合計7万2,000円プラス48万5,334円の55万7,334円が尾鷲市農業委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の中の能率給55万7,334円の内容となります。

次に、8ページの資料2をお願いします。

農地の取得下限面積の概要について、担当の係長より説明させていただきます。

○湯浅木のまち推進課係長　それでは、私のほうから8ページ、資料2、農地取得下限面積の概要について御説明させていただきます。

上の表につきましては後ほど説明させていただきます。まず、下のほうにございます①から説明させていただきます。

①ということで20アールから10アールへの引き下げについてということです

けれども、現在本市の総農家数は71戸程度でございますが、年々減少しております。農業を行っている若い農業者のいる世帯というのは極めて少なく、そのほとんどが65歳以上の高齢者が農業を支えているという現状であります。

将来本市の農業を担っていく農業者の現状を鑑みると、農地取得下限面積の引き下げを行っても担い手への集積の弊害も何もなく、過疎化と後継者不足の問題を抱えている本市において、農業者をふやしていくということが耕作放棄地対策で重要であると考えするため、10アールに引き下げを行いたいと考えております。

続きまして、②ですけれども、1アールの設定ということについてはですけれども、空き家に付随した農地について、農業をしたい移住者の選択肢を拡大し、市外からのUIターン者などの移住定住を促進するとともに、遊休農地の発生防止、解消及び農村環境の保全を図るため、下限面積を1アールに引き下げたいと考えております。

それでは、上の表をごらんください。

10アール及び1アールへの下限面積の引き下げの対象区域につきましては、いずれも尾鷲市全域となります。

1アールの要件としまして、右の六つの要件を満たすこととして上げさせていただきました。まず、(1)の要件といたしまして、これは前提部分になりますけれども、尾鷲市空き家バンク制度を利用し、空き家を取得または貸借し、それに付随する1アール以上の農地を取得、または貸借する市外からの移住者であること。

これにつきましては米1、米2という記載させていただきましたが、それらにつきましては表の下に書かせていただいております。米1につきましては、市外からの移住者であるということがわかる書類ということなので、住民票だとかその他必要書類等を提出していただく資格確認部分に関することとなります。

米2につきましては、空き家に付随している農地が空き家所有者と同一でなくても取得または貸借することができる。できれば可能であるということになります。

続きまして、(2)の空き家取得、または貸借後、3年以内に空き家に付随する農地を取得または貸借するものであること、これにつきましては米3と表の下のほうに表記させていただきましたが、尾鷲市空き家バンク制度を利用し、既に移住していただいている方については、この制度につきましては平成26年9月からスタートしておりますので、下限面積を引き下げる時点において3年以上経過してしまっているという場合がございますので、この限りではなく対象者としていきたいと考えております。

(3) 農地を取得または貸借後3年間、または貸借契約期間のどちらか短い期間を適正に管理、耕作すると認められること。ここで3年間とうたわせていただいておりますけれども、例えば5年や10年のような長期契約である場合にはもちろん5年、10年と農業をやっていただくということがベストなんですけれども、最低3年間は適正に管理耕作してくださいねということになっております。

貸借契約期間のどちらか短い期間というふうに記載させていただいておりますが、貸借契約期間が3年未満の場合につきましてはその期間を、例えば2年契約の場合は2年適正に管理、耕作してくださいねということになっております。

以下、(4)、(5)、(6)につきましてはごらんとおりとなっております。

20アールから10アールへの引き下げ、それから10アールから1アールへの引き下げという取得下限面積の要件を緩和し、農業に携わりやすい環境を整えていくことで遊休農地の発生防止や解消等につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○内山木のまち推進課長　それでは、9ページの資料3をお願いします。

これは台風21号による市……。

○三鬼(和)委員長　まず、審査事項から行きますので、ちょっと待ってください。

以上、木のまち推進課から説明いただきました議案第54号につきまして質疑がございましたらお願いいたします。

○上岡委員　1ページの③で、委員の任命に当たっては委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮、これをもう少しわかりやすく説明していただきたいんですけど。

○内山木のまち推進課長　女性、青年も積極的に登用することで、男性の方ばかりじゃなしに女性の方も含めてお願いしたい。それから、高齢の方ばかりじゃなしに若い人も登用というふうな配慮をしていただきたいというふうなことです。

○上岡委員　何人とか、内訳を決めていることではないわけですか。

○内山木のまち推進課長　何人という内訳ではございません。

○三鬼(和)委員長　続きまして、最後になります。台風21号による市管理林道被災箇所及び復旧状況について御説明願いたいと思います。

○内山木のまち推進課長　それでは、台風21号による市管理林道被災箇所について、担当係長から説明させていただきます。

○内山木のまち推進課係長　それでは、御説明いたします。

資料 3 のほうをごらんください。

10月21日から22日にかけての台風21号では、2日間の降雨量が795ミリ、最大時間雨量が90.5ミリを記録し、この大雨の影響で市が管理している林道においても土砂崩落などが発生いたしました。

ごらんいただいている資料がその場所になっておりまして、林道の3路線で復旧が必要な内容がございます。新八鬼山線でアスファルト舗装による舗装復旧と崩落土撤去、鳥越線でアスファルト舗装による舗装復旧と流出土砂撤去、ナサ崎線のほうで崩落土砂撤去が3カ所となっております。

これらの箇所につきましては、農林業施設災害復旧費、当初の100万円に120万円を増額補正し、合計220万円で林道本来の機能復旧を行い、山林所有者及び林業経営の車両通行等の安全を図ってまいりたいと考えております。

補正予算につきましては、また予算決算常任委員会のほうでの御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○三鬼（和）委員長 以上、台風21号による箇所の説明と復旧状況について説明願いました。費用的なことは予算決算常任委員会がございまして、現況について御質疑がございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 いいですか。それでは、木のまち推進課にかかわる議案審査と報告事項を受けたことについてこれで終わりたいと思います。

あと、日本農業遺産について。

○内山木のまち推進課長 最後に、日本農業遺産のパンフレットについて概略だけ説明させていただきます。

○千種木のまち推進課係長 まず、日本農業遺産についてなんですけれども、南北に長い日本において、農林水産業については気候風土に合わせて地域ごとに特色のある発展を遂げ、固有のスタイルを形成し、継承しているところに特徴があります。こうした伝統的な農林水産業システムを将来に引き継がれるべき遺産と位置づけたのが日本農業遺産となっております。

今回、日本農業遺産に認定されたことを受けてこのパンフレットを作成しました。この日本農業遺産に認定された主なポイントとしましては、まず強く美しいヒノキの育林システム、次に林業活動がもたらす生物多様性、次がヒノキを生かすわざと知恵、続いてすぐれたランドスケープと熊野古道があります。

まず、強く美しいヒノキの育林システムについては、尾鷲地方は御存じのとおり急峻で雨が多く、とても痩せ地で成長がいい地域ではないんですけれども、そこを逆手にとって成長が遅いということは年輪が緻密になるということで、でも雨が多くて雑草もよく茂るということで、昔の人はいろいろ試行錯誤を繰り返して尾鷲林業の代名詞である密植というところにたどり着き、それがひいては木の年輪が緻密になり強い木になるということに結びついております。

また、急峻であることから、ヒノキを生かすわざとしましては河船技術が発達しまして、そのことにより丸太を長い状態で搬出することができるようになりました。そのことを受けて製材業者の方もその当時のニーズに合ったサイズに丸太を一本一本品質を見きわめて、最も価値が高くなるような丁寧な製材を行うということになりました。

林業活動がもたらす生物多様性につきまして、F S C 認証をこの地域では取得しております、環境や生物多様性、これはどういうことかといいますと、谷筋に雑木を残すとか、希少品種の保存というところに配慮をして持続可能な林業を推進している地域であります。

また、森と海とのつながりも過去の経験から認識しており、植林が盛んに行われた時期にもあえて魚つき保安林、九鬼のほうですけど、原生林なんですけれども、そちらのほうに、九鬼の原生林のところにはブリの定置網とかがありますので、そういった豊かな漁業資源の保全が持続に大きく貢献しております。

また、熊野灘に面したヒノキ林に関しても、なかなかほかの地域では海から山までというのは珍しいんですけれども、そういったことも受けてやっております。

また、世界遺産である熊野古道も残しつつ、その周りの林業活動もするという点でも高い評価を受けております。もともと尾鷲ヒノキというのは柱材の生産を中心にしておりましたが、伊勢志摩サミットでは首脳会議用テーブルとか、国際メディアセンターのヒノキ舞台などで利用されて、丁寧に人の手によって加え、育てられた木目の美しさというのも海外の方から高い評価を受けているということを一応このパンフレットでPRをしております。

以上です。

○三鬼（和）委員長　あわせて日本農業遺産のパンフレットをつくりましたので、つくるに至った経緯と内容について若干の説明をいただきました。この際ですので、これらについてお伺いしたいことがあれば御発言。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　いいですか。それでは、これで木のまち推進課にかかわる審査及び報告を終わりたいと思います。御苦勞さんでございました。

ここで昼休みのため休憩したいと思います。

（休憩　午前 11 時 47 分）

（再開　午後　1 時 08 分）

○三鬼（和）委員長　それでは、総務産業常任委員会会議を再開いたします。

三鬼孝之委員は少しおくれるということなので、このまま始めさせていただきます。

午後からは建設課にかかわる付託議案として、議案第 56 号、尾鷲市営住宅条例の一部改正について、議案第 62 号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての議案 2 件と報告事項が少しあるということでございます。

○上村建設課長　建設課でございます。よろしくお願いいたします。

建設課からは、議案第 56 号及び議案第 62 号の 2 議案と報告事項 1 件について説明をいたします。

それでは、まず議案第 56 号、尾鷲市営住宅条例の一部改正につきまして説明をいたします。

通知をいたします。議案をごらんください。

本改正は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 7 次一括法の規定で公営住宅法が改正され、その関連施行令や施行規則が改正されたことにより、尾鷲市営住宅条例に条ずれが生じ、同条例の一部を改正するものでございます。

それでは、通知をいたします。新旧対照表をごらんください。

左側が改正後、右側が改正前でございます。改正前といたしましては第 14 条、第 16 条、第 40 条、第 41 条のそれぞれアンダーラインをしてある部分の条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第 62 号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更につきまして説明をいたします。

通知をいたします。議案をごらんください。

参考に位置図も添付しておりますが、後ほど詳細に説明をさせていただきます。

今回の新たに生じた土地とは、三重県が平成 7 年度から 12 年度にかけて尾鷲港で実施した尾鷲港港町岸壁整備事業に係る公有水面埋立事業によりできた土地であ

り、平成14年に県において公有水面埋め立ての竣工が認可されております。

地方自治法第9条の5第1項では市町村の区域内に新たに土地を生じたときは、市町村長は当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県に届けなければならないと規定されております。

また、同法第260条第1項では、市町村の区域の町もしくは字の区域を新たに画し、もしくはこれを廃止し、または町もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは当該市町村の議会の議決を経て定めなければならないというふうに規定されております。

このことから、同法第9条の5第1項の規定により、1、尾鷲市大字南浦4268の19の地先、公有水面埋立地、面積5,249.56平方メートルの土地について、同法第260条の第1項の規定により、大字南浦の区域に編入しようとするものでございます。

通知をいたします。総務産業常任委員会資料の1ページをごらんください。

当該箇所にある尾鷲港の位置図でございます。ちょっと着色をしてある部分に囲まれた部分になります。

それでは、次のページをごらんください。

施設別図面でございます。ちょっと色をつけさせていただいておりますけれども、赤で囲んであるところが埋め立てに係る部分、それとそれぞれちょっと施設の的に色を分けておりますけれども、黄色になる部分が荷さばき地敷、緑に当たりますのが道路敷、ちょっと白地になっておりますけれども、野積場敷、青い部分というのがエプロン敷というふうに区分されておまして、漁業による荷揚げ、荷さばき等に使用されております。御承知のとおりおわせ港まつりの会場としても利活用されております。

次のページをごらんください。

尾鷲港港町岸壁整備事業の概要について御説明をいたします。

埋め立ての目的は、港町地区における漁業関連施設の整備拡充を図るために公有水面の一部を埋め立て、岸壁等を築造し、用地を確保したものでございます。

整備効果といたしましては、マイナス5.5メートルの岸壁等が整備されたことにより大型漁船からの陸揚げ、荷揚げ等が可能となり、既存施設との一体利用により用地不足が緩和されたというふうに考えております。

埋立面積の内訳及び事業概要は以下別紙のとおりになっております。

また、全体事業費につきましては、事業期間中に負担割合の変更がございました

ので、総額で約2億9,000万円というふうになっております。負担割合については注で記載をさせていただいております。

この当議案についてなんですけれども、竣工が平成14年に対して行政区域の編入が今回ということになりましたことにつきまして、ちょっと県にも確認いたしましたら、県内の港湾では公有水面を埋め立てて竣工認可までしたものの、その後の事務手続、今回の行政区域の編入であるとか、都市計画上の臨港地区の指定に至っていない案件があって、今回の尾鷲港港町地区についてもその一つであると。

現在各港湾の状況を整理して臨港地区未指定の解消等に努めておりますけれども、事務手続や予算、今回も測量とか登記に係る費用がかかるということから、一度に全ての案件を指定することができないため順次進めており、今回尾鷲港については編入の手続を行っていただくことになったというふうに説明を受けております。本市といたしましても県と連携して適正な事務に努めてまいりたいというふうに考えております。

2議案についての説明は以上でございます。

○三鬼（和）委員長 課長、先に2議案に対する質疑を行います。

○上村建設課長 わかりました。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○三鬼（和）委員長 それでは、建設課から議案第56号及び第62号について議案の説明とその要旨を今課長のほうよりいただきました。これらについて御質疑がございましたらお願いします。

○奥田委員 ちょっと教えてください。議案第56号なんですけど、尾鷲市営住宅条例の一部改正について、これは古いから施行するとなってますが、いつから施行なんですか。

○上村建設課長 今議会により御承認いただければ、その承認日からということに考えております。

○奥田委員 それで、ちょっとこの改正のところで16条が変わるということですね。公営住宅法施行規則第8条が第7条になるとか、公営住宅法施行令、その下を見ると40条かな。公営住宅法施行令やね。令というのはね。これの11条が12条になるという、これだけはちょっとわからんのさな。どう変わっておるんですかという。ですから……。

○三鬼（和）委員長 今言った条例について、資料はありますか。

○奥田委員 ちょっと不親切やな。これは資料がもらえるのかなと思って。これ

もあれでしょう。公営住宅法施行規則の一部改正というのは、これはまた11月にも変わっておって、来年1月1日から施行するというふうなのもあるみたいなんですけど、そういうのを含めて現在どういう規則でどういう施行令、これだけ見ても全然わからないんです。

○三鬼（和）委員長　私がいただいた資料を構わなかったら。

○上村建設課長　それでは、資料不足で申しわけございません。ちょっと説明でまずさせていただきます。

まず、今回の公営住宅の改正というところから端を発しておるわけなんですけれども、これにつきましては先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、いわゆる第7次一括法、もしくは第7次地方分権一括法というふうには呼ばれるものなんですけれども、その中で五つの法の改正がございまして、その中に公営住宅法の改正というのも入っております。

今回条ずれの原因となった変更点ですけれども、認知症等患者等である公営住宅入居者の収入申告の義務の緩和というのがまず1点目でございます。2点目が公営住宅の明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例の上書き、この二つが法の改正点でございます。

これによりまして公営住宅法施行令及び施行規則の改正が生じたわけなんですけれども、次に公営住宅法の施行令の条ずれについて生じた原因なんですけれども、新たに10条というのが公営住宅法の明け渡しの請求に係る収入の基準を定める記述というのが追加になりまして、それによって条が後送りになったということで、今回の市営住宅のほうで条が変更になったという点でございます。

もう一つですけれども、公営住宅法施行規則のほうにつきましては、もともとの7条ということで削除条項が残っておりまして、今回の変更に合わせてその条自体を削除したことによって条が一つ繰り上がって7条から8条になったという改正が主たる内容でございます。

済みません。ちょっと資料がなくて本当に申しわけございませんけれども、変更点としてはそういうような変更で今回の条ずれが起こったという状況でございます。

○奥田委員　その辺はわかるんですけど、第7次地方分権一括法の成立とそれに伴う変更やということですけど、それがどう変更しているのというところをちょっと、これは結構改正されておるんじゃないかな。この公営住宅施行規則というのは。

○三鬼（和）委員長　奥田委員、改正は前にあって、今回は条ずれやもんで、条ずれの部分の資料をこの前打ち合わせしたときにいただいておりますもんで、今から送

ります。

○奥田委員 ぜひそれをいただけたら。

○小川委員 先ほどの14条のところなんですけど、契約者が亡くなった場合、息子さんとか一緒に同居していた場合、市長に報告すればそのまま引き続き入居できるということなんですかね。もともとそうなんですかね。

○上村建設課長 そうですね。ここは特に変えておりません。

○小川委員 契約者が亡くなった場合に名前を変えたら、また引き続き入っておられるということなんですか。

○柳田建設課係長 その件に関しましては、入居者の継承に関しましては基本国からの通達がございまして、主たる世帯主が亡くなった場合、旦那さんもしくは奥さんに対しての継承というのは認められますけれども、お子さんに対しての継承というのが認められんというような指針が国のほうから示されておりまして、そういう形で継承をしていくというようなことで、今のところ事業を推進させていただいております。

○小川委員 じゃ、奥さんの場合はそのまま住めるけど、子供さんの場合は一旦退去してもらわなきゃならんということなんですか。そのとおりですか。

○柳田建設課係長 はい。委員がおっしゃるとおりです。

○三鬼（和）委員長 他にございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 ないようですので、報告事項について御説明願います。

○上村建設課長 それでは、最後に台風21号に関する災害とその復旧に関する建設課としての対応状況等について御報告いたします。

○三鬼（和）委員長 資料をちょっと送ってください。

○上村建設課長 通知をいたします。資料をごらんください。

それでは、実は総務産業常任委員会の各委員の皆様には、11月2日に管内の行政視察として、輪内地区を中心に視察をしていただいておりますので、今回その箇所を中心に報告をさせていただきます。

まず、町別に御説明いたします。

三木浦町地内でございます。上からになりますけれども、管内行政視察では国道311号と三木浦漁港を御視察いただきました。三重県が管理いたします国道311号については、御承知のとおり道路横ののり面が延長約30メートル、高さ最大約20メートルにわたり崩落いたしました。11月13日に崩土撤去、仮設防護

柵設置等の応急復旧が完了し、現在片側交互通行となっております。

次に、三木浦漁港についてですが、台風時に町内の一部が冠水したことに關して、県が管理する三木浦漁港の排水系統等の改善により対処できないかなどの御意見をいただいたことにつきましては、現在市役所関係課とともにその対応手法について県と調整を進めているところでございます。

また、漁港背後の市道につきましてはグレーチングの浮き上がり、舗装のクラック、排水路への土砂堆積等の課題がございましたが、既に修繕等を依頼しており、年内には完了する予定でございます。

最後に、視察時に口頭で報告させていただきました市道早田三木浦線、国道311号の旧道でございますが、これは延長約20メートルにわたりのり面や路肩が崩落いたしました。11月20日に崩土、倒木等の撤去が完了し、現在修繕工法等を検討しております。年度内には工事を完了させる予定でございます。

次に、九鬼町地内でございます。視察では、人家背後の地山崩落箇所と旧九鬼小学校裏の市道について視察いただきました。まず、視察いただいた人家背後の地山崩落箇所と合わせて計3カ所について、区長さん等から急傾斜地の災害対策に関する要望をいただき、市からの申達とあわせて県に対策の要望をお願いしているところでございます。

また、旧九鬼小学校裏の市道遊谷地山川線では、視察時に既に土砂撤去作業等を着手しておりましたが、これらがおおむね完了し、残る防護柵の修繕も近々に実施する予定でございます。

次に、早田町地内でございます。視察では、人家背後の地山崩落箇所2カ所と陥没箇所1カ所の視察をいただきました。

まず、県管理の国道311号につきましては道路横のり面が延長約20メートル、高さ最大約10メートルにわたり崩落いたしました。11月6日に崩土撤去、仮設防護柵設置等の応急復旧が完了し、現在片側交互通行となっております。県によりますと、三木浦町と早田町地内も平成30年夏ごろを目途に復旧を完了させるという予定と聞いております。

また、人家背後の地山崩落箇所2カ所については、区長さんから崖崩れの復旧に関する要望をいただき、市からの申達とあわせて県に対策の要望をお願いしております。

次に、三木里町におけます沓川につきましては、視察の移動中確認いただきましたが、河口部の閉塞や中流部の災害等につきましては、県管理であるため、県によ

る対応をお願いしておるところでございます。

最後に、視察時に口頭で報告させていただいた大字南浦地内の旧道北浦丑ノ谷線、国道42号の旧道でございますが、当路線は崩落箇所の先で以前から通行どめとなっている箇所でございます。ここでは延長約30メートルにわたり路肩が復旧しましたが、現在通行どめ区間でもあることも踏まえた修繕工法を検討しており、年度内には工事を完了させる予定でございます。

以上、視察や視察時に御説明した箇所等を中心に現況について報告をさせていただきました。災害等に関しましては、これら以外にも須賀利町地内で土砂流出等が発生しましたが、現状では撤去は完了しており、一部の箇所を残すのみとなっております。

これで建設課の報告を終わります。以上でございます。

○三鬼（和）委員長 過日当常任委員会で建設課の方々にも随行いただきまして、視察した件を中心に現況を報告していただきました。これらについて、一番下のは通称桜茶屋ですね。ということなので、こういった報告を受けた中でもし御質問等がございましたらお願いします。

○三鬼（孝）委員 三木浦漁港の状況説明がありましたけれども、4種ですね。三木浦漁港は。それで海浜公園ね。21号の雨で人工砂がかなり流れておるんやわ。それで、その辺のところはいつごろ復旧作業するか。ちょっと県のほうへ聞いていただきたいと思えますけど。

○上村建設課長 県管理の漁港になりますので、その点については現状では水産商工食のまち課さんの水産基盤さんとも一緒に確認をさせていただきたいと思えます。また御報告はさせていただくようにします。

○三鬼（和）委員長 他に。

○奥田委員 あと三木里町の沓川のところね。これは今河口付近と土砂上流部との土砂堆積ということですけど、ぐれておるところもあるんですよ。上流のほう。ちょうど簡易水道の管を引いておるところで、それがもう宙ぶらりんになってもう侵食されているというか、その水道管が宙に浮いたような感じになっているので、それも県に言ってもらっておるんですよ。どうなんですか。

○上村建設課長 委員のほうからもそのあたりのお話をいただきましたので、河口部と中流部をあわせて県のほうには確認をいただいております。特に河口部の土砂についてはいろいろ地元の意向を聞くととってほしいであるとか、そのままというような御意見もあるようなんですけれども、一応今回は撤去する方向で今検討

しておるということでございました。

それと、中流部につきましては、この台風の関係でも災害復旧をするということで、今現在4カ所実施する予定だということでも聞いておりますので、そのあたりについては再度建設課のほうから依頼をさせていただくようにいたします。

○小川委員　これには載っていないんですけど、把握していると思うんですが、梶賀の川のところで、（聴取不能）半分埋まっているような状態で、それでそれはもう県のほうには言っていると思うんですけど、これには載っていないし、橋から下というのは市の管理ですよね。あれは結構埋まってきているものですから、2メートルぐらいもう埋まってしまったんじゃないかと。そのまま手もつけられていないというような状態でどうなっているのかなと思ひまして。

○上村建設課長　梶賀につきましても県のほうで災害をとっていただくところがございます。ですので、その付近については県のほうに対処をお願いできないかなということでお話をさせていただいておると、市の管理の部分については、あそこは車を道路側にとめてしまうとちょっと通行の支障になったりしますので、そのあたりも含めて対処に向けて地元さんとお話をさせていただいておるというところでございますので、その調整ができましたら、できる範囲になりますけれども、対処を考えさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

先ほどの梶賀の部分についても一時期あふれて墓までということがありましたので、大雨のことが問題になっておるようですので。

あと今も質問がありましたように、県の急傾斜であるとか、港湾であるとか、河川についてはそういった県の動きがあればまた連絡いただきたいとか、こういった形とか、こういうふうに決まったということを含めて、市としても市の行うことにつきましても完了した段階で連絡をいただいて委員のほうに、議会とか、議長にもお願いして経過を説明したいと思ひますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、建設課にかかわる審査と報告を受けたということで終わりたいと思ひます。御苦労さんでございました。

○奥田委員　三木里地区のほうから請願が出ていますよね。これは地籍調査のことですよね。所管の担当課と言えば建設かなと思うんですけど、その辺のお考え、一般質問の中でも楠議員が言われていましたけど、その辺のところをちょっと再度確認とか。

○三鬼（和）委員長　時間的にあれで、請願の審査はまた別なんですけど、地域的な意味を含めてそういったことを説明いただければ。今の考えというか。

○上村建設課長　地籍につきましては楠議員からの御質問もありまして、今の状況であるとか、市の考え方については御説明をさせていただいたとおりでございます。

あと実務的な面といたしましては、やはり地籍調査というのは公図を作成するというのが主たる目的でございますので、私ども建設課でやらせていただいておりますのは公共事業との連携であるとか、今後に向けては津波対策の事前防災のための地籍を進めていかなきゃいけないのかなという方向性であるとか、あと場所的にはある程度の字ですね。字単位ぐらいで余り小規模な調査というよりは、ある程度の地区をカバーできるような地籍調査をする必要があるのかなというふうに思っております。

というのも、やはりある部分だけでいきますと、その部分だけを詳細に決めても、その周辺部のゆがみ等につながってくる可能性もございますので、そこはある程度の鉄道であるとか、道路であるとか、決まった構造物のあたりまで、それはある程度の一定の範囲で事業を進めていきたいなというふうには考えております。

やはり予算的にもそういうような有利な補助事業というのがありますので、それについては現在も使用しておりますし、今後についてもそれを積極的に要望していきたいというふうに考えております。

○奥田委員　そうすると9月議会のときにも指摘させてもらいましたけど、市営住宅なんかも市が持つておるにもかかわらず地籍調査されていませんよね。それから、末広町の防災倉庫の奥へ入ったところでも市が管理している土地と言いながらどこからどこまでかわからないとか、今ちょっとおくられていると聞いているんですけど、そういうのぐらひは速やかにやるというのはあるんですか、計画として。

○上村建設課長　市営住宅につきましては、現在市営住宅のストック計画のほうをちょっと検討させていただいておりますので、その方向性をつけた段階でそういう対処も必要かなというふうには思っております。

あと委員からお話があった末広町のところにつきましても、現場での御確認を隣地の方にもしていただいたところがございますけれども、なかなか境界的な折り合いがついていない部分もございますので、そのあたりはまた隣地の方とも御相談させていただいてまた検討させていただきたいなというふうに思っております。

○奥田委員　ぜひ速やかにやってほしいですね。市が持つておる土地ぐらひは

地籍調査をきちっとやってほしいと思うし、この請願は10月10日やったかな。三木里で議会報告会をやったときに三木里の方がこれを御提案されて、80%の交付税算入があって、実質的には95%の補助があるということなので、楠議員も言われておったように、東日本大震災なんかそういうことでどこからどこまでかというのが非常に混乱しているということもあるみたいなものですから、どんどんやられたらどうかなと思いますけどね。どうですか。課長。どんどんやってくださいよ。

○上村建設課長　　どんどんやりたいなというふうに思っております。問題は、ちょっと質問の答弁にはさせていただきましたけれども、なかなか今予算要望をしても、かなりの市町さんがやりつつあるという中で、当初の配分が非常に少ないのかなというのが現状でございます。要望に対してお金をくれるのが当初なかなか少ないなというところ。

それと、あとは市の中でも人員をそこばかりに割くというのもなかなか今難しい状況でございますので、ただ今後の市としての大事な案件でございますので、そこはもう積極的に要望はさせていただいて、いただける予算があれば頑張って執行していきたいなというふうに思っています。

○三鬼（和）委員長　　当委員会からも尾鷲市にとっては浸水期が多いということで、東南海、南海地震等による影響というのは大きいということがございますので、これは建設的に取り組んでいただくよう要望させていただいて終わりたいと思います。

それでは、建設課の審査を終わりたいと思います。御苦労さんでございました。

（休憩　午後　1時36分）

（再開　午後　1時38分）

○三鬼（和）委員長　　それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、市長公室です。議案はございませんが、報告案件が1件あるということで御説明願いたいと思います。

○大和市長公室長　　それでは、市長公室より報告1件について御説明いたします。なお、今回の報告案件につきましては、第4号補正に計上している関係上、財政課及び水産商工食のまち課の同席のもと報告させていただきます。

資料を通知いたします。

尾鷲駅前利便性向上事業（案）につきまして御説明させていただきます。

これは平成29年10月1日にダイヤ改正をいたしましたふれあいバスはJR尾

鷺駅を中心とするダイヤにより運行を実施しております。このたび J R 東海から尾鷺駅前に隣接する J R 所有地において尾鷺保線支区を改築し、尾鷺事務所を設置する。在来線工務関係組織の再編及び関連施設の整備事業の計画が示されました。

この工事を進める上で現在ふれあいバスのバス停、バス一時待機所、転回場所及びまちの駅ネットワーク尾鷺駐車場として使用している市有地を工事車両用の駐車場とさせていただきたいとの依頼がございました。J R 側からは市有地におけるバス停、バス回転場所等及びまちの駅ネットワーク尾鷺駐車場にかわるものとして、尾鷺駅前でのバスのロータリー化といった利便性が向上する提案をいただいたところでございます。

これを受け、関係課による協議を重ね、結果尾鷺駅前のロータリー化によって飛躍的にふれあいバスの利便性の向上が図られると判断し、尾鷺駅前利便性向上事業（案）として進めたいと考えております。なお、この事業開始を平成 30 年 1 月からと予定しております。

詳細につきましては、資料の 2 ページをごらんください。

まず、赤色の枠部分が現在市有地でございます。これが 5 1 7 . 1 平米を J R 東海に貸し付ける部分であり、青色枠部分の③がふれあいバスのバス停留所、④がバスの待機駐車場として、ともに構内営業に必要な部分として使用する部分でございます。

また、図左上の黄色枠の②がまちの駅ネットワーク尾鷺の 4 台分を駐車場として借り受ける部分でございます。

それと、資料中央の小さいんですけど、黄色の四角が現在の尾鷺駅のふれあいバスのバス停であり、これを J R 駅構内の青丸、③の部分のところにある青丸に新たなバス停を設置するというものであります。

その他、緑色の枠、赤枠の①の近くにあると思うんですが、これはまちの駅ネットワーク尾鷺の 4 台分の駐車場を現状のまま市有地内で使用するということでございます。

なお、青色のやや太い線が赤色枠と黄色枠の付近にあると思うんですが、これは歩道表示ということで人が歩く部分を、それと尾鷺駅前の白色の表示のロータリー及び誘導矢印ですが、これらの表示につきましては全て J R 東海が整備いたします。

報告については以上でございます。

○三鬼（和）委員長　以上、市の所有する現在の駐車場等について、それを J R への貸し付けということがありまして、そのかわりとして J R の土地とか、聞くと

ころによると旧日通であるとか三重交通のあたりまでがJRの土地だそうです。市有地かと思っておいたら。ということで、この矢印等はJRさんのほうから入れてくれるということを事前説明のときも言うておりました。先ほども言うていましたので、そういうことです。それを踏まえて御質問等がございましたら。

○小川委員 駅前のロータリーのところなんですけど、白い斜線がありますよね。網みみたいな。そこってコンクリか囲いか何か、そのままあるんですか。何かつくるんですか、ここへ。

○大和市長公室長 今のところ整備の内容については側線ですか。道路にある。あれで表示をするということで、バスがスムーズに矢印どおり回るように表示するということでございます。

○三鬼（和）委員長 あと、バス停とその前がタクシーになるわけやね。それと、黄色い部分、借り受ける部分が駅へ迎えに来たりとかというのとダブったりとか、その辺の認識というのか、あれは大丈夫なんですか。

○大和市長公室長 先ほど御説明いたしましたとおり、この緑の枠が四つ、それと流れで8個あったというのが現状でございます。

ただ、JR側さんの用地を借りたいという部分に食い込みますので、JRとしては自分の所有地内、ちょうどトイレの前、ポリスボックスの近くにくっきりこういうスペースを設けるということで、これはあくまで観光用駐車場という位置づけなので、迎えというのか、そういう使い方もあるのかなど。そこは自由なところかなと思っております。

○奥田委員 確認ですが、自転車置き場にある緑のほうの4台分の駐車場というのは変わらないんですか。とめてもいいというんですか。

○大和市長公室長 はい。この赤い市有地の細長くなっている部分が通路みたいな感じになっておるんです。土地の形状上そういう形なので。ただ、ここの部分につきましてはJRさんがお借りいただけるんですが、そこは通らせてくれると。それで、この駐車場を利用できるということでございます。

○三鬼（和）委員長 この赤い細くなっておる通路はJRの出入りと自転車の出入り、それから緑色のところの車の出入りと仕事的に大丈夫なんですか。安全上は。

○大和市長公室長 まず、その通路につきましては作業用という車両につきましては1番の、今一番下に改築予定JR尾鷲事務所という付近があると思うんですが、そちらのほうに工事車両は通ると。ここについては見通しもよろしいので、距離的にもそんなになくて、その行き来については大丈夫やと。

それで、自転車置き場につきましてはこの青ラインの歩道用のところにフェンスで分かれておりますので、車両とは関係ないと。切り離されております。

○三鬼（和）委員長　いいですか。

それでは、御苦労さんでございました。これで市長公室の報告を終わりたいと思います。

（休憩　午後　１時４６分）

（再開　午後　１時４７分）

○三鬼（和）委員長　それでは、引き続き財政課より報告事項があるとのことで、委員会を再開いたします。

○宇利財政課長　財政課です。よろしく願いいたします。

本日の御報告は、本年度売却を予定しておりました三木里町地内の普通財産の売却が完了した件についてでございます。詳細については担当より御説明申し上げます。

○中世古財政課主幹　総務産業常任委員会資料の１ページをごらんください。

今回売却をいたしました土地は三木里町９８５番４、地積は２３７．０３平方メートルでございます。

資料の次ページをごらんください。

この土地は周辺の土地を含め市営住宅用地として使用していたもので、三木里停車場線道路拡幅事業の残地であり、その後一時的な資材置き場等、特に活用を行っておらず、平成２８年度より普通財産となっていたものでございます。

昨年度に市民の方からこの土地を購入することが可能かとの問い合わせがあり、今後の活用の有無を各課に照会、現状活用の可能性が低いことから売却を決定し、当初予算に歳入を計上し、お認めいただいたものでございます。

再度１ページをごらんください。

売却の実施につきましては、本年８月１日より市ホームページ等にて入札の公告を行い、９月１４日に競争入札を実施しております。なお、入札参加者は１名でございました。予定価格は予算額と同額の２７２万円、落札金額も同額でございます。その後、契約、入金確認後、９月２５日、所有権移転登記事務が完了いたしております。

説明は以上でございます。

○三鬼（和）委員長　以上、財政課からの財産の売却について報告いただきまし

た。手続と結果を報告していただいたわけですが、これらについて御質問がございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 いいですか。じゃ、御苦労さんでございます。

(休憩 午後 1時49分)

(再開 午後 1時50分)

○三鬼(和)委員長 それでは、引き続き税務課の報告事項を受けたいと思います。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしくお願ひします。

報告事項は2件あります。委員会資料のほうをごらんください。

報告事項は、土砂災害特別警戒区域の固定資産評価についてと、平成29年度ふるさと納税の状況の2件であります。

まず、土砂災害特別警戒区域の固定資産評価について、報告のほうをさせていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。

1、概要をごらんください。記載のとおり平成30年度課税から土砂災害防止法第8条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定された区域の土地について、固定資産評価額の減額を行うものであります。

詳細な内容につきましては担当の補佐兼課税係長の山口のほうから説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○山口税務課長補佐兼係長 それでは、2番の内容について今から御説明させていただきます。

土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとは急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指します。

土砂災害特別警戒区域に指定されますと、建築物の構造について規制がかかるほか、建築物の移転勧告を受けるなどの利用制限がかかり、土地の価格に影響を与えるため、当該区域について平成30年度固定資産税、都市計画税に補正を行い、減額を行うものであります。

対象となる土地は宅地及び宅地並み評価の土地で、レッドゾーンに係る場合に一律評価額に対して20%減額するものであります。

平成30年度固定資産において、レッドゾーンに係る減額補正を行うと概算ではありますが、固定資産税で約660万円、都市計画税で約140万円、合計800万円の減額見込みとなります。また、この区域の指定につきましては三重県が行っております。

レッドゾーンに係る区域につきましては、別添資料にあります尾鷲市土砂災害ハザードマップ、今から通知いたします。こちらの5ページから18ページに尾鷲市全域のレッドゾーンに指定された区域が示されております。この地図で言いますと濃いオレンジ色の部分、こちらがレッドゾーンに指定された区域となります。こちらについては後ほどごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

説明については以上になります。

○吉沢税務課長　それでは、引き続き報告事項の説明をさせていただきます。

委員会資料のほうの2ページをごらんください。

(1)の表をごらんください。これは本市へのふるさと納税申込件数の11月末までの本年度と前年度の申請状況、申請件数の比較表であります。

表の中段、4月から11月小計の欄をごらんください。

本年度は11月末まで2,600万円で、前年度比較で795件、44%の増加となっております。

下のグラフをごらんください。

いずれの月も前年度と比較して増加しております。

次に、委員会資料3ページをごらんください。

(2)の表をごらんください。

申請金額の表であります。小計の欄をごらんください。

平成29年度分11月末までの申請金額のほうが5,646万1,111円で、前年度比較1,234万1,089円、28%増であります。

次に、委員会資料4ページをごらんください。

(3)の表は暫定ではありますが、4月から11月までの返礼品の件数の順位を表にしたものであります。後ほど御参照をお願いいたします。

次の委員会資料5ページをごらんください。

こちらの表は平成29年度の尾鷲市ふるさと納税の活動状況の実績表であります。

4月に返礼品数を45品目から101品目に選択の幅を強化しております。8月には、市長から市外の友人、知人の方へお願いの文書を送付、その後も市長からイベント等機会あるごとに呼びかけを行っております。その他は返礼品の追加、三重

南部協働での市外のイベント等の参加活動などを行っております。

以上が本年度の活動状況であります。報告につきましては以上であります。

○三鬼（和）委員長 報告をいただきました。そのうち土砂災害特別警戒区域の固定資産評価についてから御質問がございましたらお願いします。

まとめますと、先ほどのハザードマップの濃いところが30年度から、これまでの評価額から20%減額されるということで、総体的に固定資産税、都市計画税の収入見込みが約800万全体として減額になるということです。この件はいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 それでは、続きまして平成29年度のふるさと納税事業の状況等について御意見、御質問がございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 いいですか。前年度も12月が多いということで、今回もそれを上回るようでしたらありがたいことですので、今後とも取り組みについてよろしくお願ひしたいと思ひます。いいですね。

それでは、税務課にかかわる報告事項を承ったので、終わりたいと思ひます。御苦勞さんでございました。

それでは、水産商工食のまち課を入れかわるまでに六、七分暫時休憩します。

（休憩 午後 1時58分）

（再開 午後 2時04分）

○三鬼（和）委員長 それでは、会議を再開いたします。

報告事項ではございますが、水産商工食のまち課を今から行います。全て報告事項ですので、よろしくお願ひします。

○野地水産商工食のまち課長 資料をまず通知させていただきます。水産商工食のまち課です。よろしくお願ひします。

本日は報告事項として、海洋深層水に係る灯浮標係留索の調査結果について御報告させていただきます。

詳しくは通知させていただきました資料に基づき係長より説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○苫谷水産商工食のまち課係長 それでは、海洋深層水に係る灯浮標係留索の調査結果につきまして、資料に沿って御報告いたします。

灯浮標につきましては、平成22年2月に発生した海洋深層水取水管損傷事故の再発防止対策として、平成23年2月より5基の灯浮標と2基のレンジライトを設置し、安全対策を図っておるところでございます。

昨年10月に引き続き、現状の磨耗率を確認するため、送水管Bの潜水調査を行いました。調査実施は9月11日、調査箇所は図のとおりでございます。

1から8、10、11につきましては写真撮影、9、スタットリンクチェーンにつきましてはチェーン径を計測しております。写真につきましては、次ページでございますので、ごらんください。各部分についての異常はございませんでした。

スタットリンクチェーンにつきましては3ページをごらんください。

30ミリ径のスタットリンクチェーンの連結部分を計測いたしました。基準値は連結部分ですので、60ミリでございます。

計測値はスタットがある箇所、比較的磨耗が少ない箇所になりますが、計測値54ミリ、磨耗率10%、スタットが欠落している箇所、磨耗が進んでいる箇所になりますが、計測値38ミリ、磨耗率36.6%という結果となっております。

スタットの欠落箇所は17カ所でございます。また、測部最大磨耗部につきましては、基準値30ミリのところ計測値15ミリ、磨耗率50%となっております。

今後につきましては、今回の調査におきまして最も磨耗、腐食している部分の磨耗率50%という結果となり、係留索交換目安基準の50%に達しました。平成30年度での係留索交換が必要と判断しております。

参考までに、昨年28年10月に行いました調査と今年度29年9月に行いました調査結果を表にして資料に記載させていただいております。

説明は以上でございます。

○三鬼（和）委員長 灯浮標係留索の調査結果について報告していただきました。

30年にはそういった交換なりが必要ではないかということ踏まえての今の報告でございます。これらについて御質問がございましたら。

○小川委員 以前のときも言わせてもらったと思うんですけど、これはチェーンじゃないとだめなんですか。

○苫谷水産商工食のまち課係長 以前御指摘いただいてからロープのメーカーさん等にも聞き取り等をさせていただきましたし、実際面談のほうもさせていただきましたが、やっぱりロープは実績がないというのがまず第1と、あと強度の面で不安があるというところで、メーカーさんで推奨するところ是一件もなく、一般的に灯浮標はチェーンとワイヤロープの組み合わせ、もしくはチェーンのみが一般的で

あるというところで、実績、実例がないというところが一番ネックになりますので、担当としてもロープに踏み切るといふ決断は現状できない状況です。

○小川委員　　今実例がないと言われましたけど、メーカーさんだったらわかると思うんですけど、チェーンの破断力と30センチぐらいの養殖とかで使われる太いロープがありますけど、定置とかに使われる、その破断力というのは1回メーカーさんでどれだけの差があるか。また、灯浮標に何トンぐらいの圧力がかかるかとか、潮がきいたときと、そういうのも1回調査してみて、ロープでも太いロープだったら、36ミリぐらいのロープだったら十分いけると思うんですけど、どうなんですか。

○苫谷水産商工食のまち課係長　　破断力等の聞き取りというのはまだ実際は行っておりませんが、実際ロープになぜ強度がないかというところ、ロープは繊維をよるので、そのすき間に不純物等が入るとそこから損傷が行って強度が弱くなるというのがロープの各メーカーさん、複数社聞き取りしたところそこが弱いところというふうにおっしゃっていただいたので。

あと養殖の場合は、養殖もちょっと聞き取りをさせていただいたんですけども、4点で引っ張っているのというところ、1本でつるにはちょっとどうかということ、そういう回答をいただいております。

○三鬼（孝）委員　　今強度のお話があったけれども、灯浮標自体はそんなに重いものじゃないでしょう。どっちかというところ腐食率の問題やな。海中やろうな。その辺はどうなんだろう、強度というのは。

○苫谷水産商工食のまち課係長　　実際調査結果の写真の10番、11番のところ、これが沈砂の部分になりますけれども、現状の海底が砂もしくは泥の状態のところ、置いてありますので、その砂等がロープに入るといふ懸念があるというところが一つ。

あとその強度は通常はそれほどではないとは思いますが、台風の時、あと強風の際に風等で灯浮標が流された場合に引っ張られるとどういった負荷がかかるかというところがちょっと不安材料ではあると考えております。

○三鬼（孝）委員　　そうすると、今のこういう状況の中で担当課としては予算化の見通しはどうなんですか。これをやってから6年たっているでしょう。それで50%やな。極端に言うとなと6年もつわけやわ、切れるまで。そうでしょう。端的に計算をすると。

ただ、まだ早急にやらなん問題じゃないと思うし、それと動きがある中で、三

木里側の送水管のほうがあさみやのほうへ、あの2基は要らへんで。あんたら、あの台風時期に、あそこに投錨する船舶を調査したことがあるの。ほとんど片側に集中しておるでな。それで、片側に集中しておっても、あの事故以来内航船の船舶の関係者があそこに取水管があるということでみんな周知されておるで、本来ならもう要らんように思うんやけどな、僕は。その辺のところも考慮して予算的にいろいろと市長と相談するやろうけれども、いろいろ検討せなあかんで。

○野地水産商工食のまち課長　現状こういうふうな形の判断というふうなことになるっておりますけれども、今、三鬼孝之委員言われたような内容はもちろんちょうど2年前のときにもそういうお話をいろいろいただいておりますので、それへの対応については十分検討した上で、当初予算の段階に向けていろいろ判断をしていきたいと思えます。

○小川委員　今、三鬼孝之委員が言われましたけど、海図には載っているんですか、きちんと。

○野地水産商工食のまち課長　この灯浮標を設置してからのその後の海図には載せております。それと、あとまた別々で、当然海図を買いかえないというふうな場合もあるので、それについては周知を図る方法もありますので、それについても周知はさせていただいております。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

○奥田委員　確認です。これは今課長が言われたように2年前ですか。2年前の3月議会でしたっけ、あれ。ですね。修正案が出されて修正して、これが二千何百万でしたっけ、これ。2,300万円。修正案が出てそれが可決されてやらなかったわけなんですけど、でも課長としてはきょうこの12月議会でこれを出してきたということは、先ほど考えるようなことを言われていましたけど、当然当初予算で再度チャレンジというか、出す予定なんでしょうね。今12月に出してくるということは。どうなんですか。

○野地水産商工食のまち課長　もちろん修正案でいろいろ議論いただいて、その後調査をするというふうな形になりまして、それでメーカーとかのお話を聞く中で50%、海上保安部だと灯浮標の交換目安というのは一つ20%というかなりリスクをとったような話になっているんですけれども、これをいろいろメーカー等の話を聞く中で、50%までであればというふうな形でそのときに御報告させていただいて、それが2年間の調査を経た中でこのような結果となっているので、そろそろ一つの交換時期が来ているなというのが原課としての判断であります。

○奥田委員　　ですから、そういう判断ということは3月議会に当初予算として上げてくるということですね。

○野地水産商工食のまち課長　　先ほど申しあげましたように、十分いろいろ議論をしまして、その辺の検討は再度した上で当初予算に向けて上げる方向で考えたいとは原課として考えております。

○奥田委員　　原課としては考えているということですが、市長はどのようにお考えなんですか。

○加藤市長　　これは大変難しい話でございますね。さっき担当課長から申しあげましたように限界率がどれだけなのか。一般的には20%と50%、まあまあ50%であればこれが限界ですねと。限界ですねということで今到達したわけなんですね。50%になっちゃったわけだから。そのときにどう判断するかというのは、これはもう本当に、本来であればやっぱり安全性の意味から言えば絶対交換すべきだと思っているんですけども、これは通常の場合ですね。通常の場合。

通常の場合ということはどういうことなのかと、この海洋深層水事業が通常の場合には、これはもう即そういうように、だから、今は事業としてこういう問題もあり、やはり私としてはそこに対する費用というものを極力最低限のもので抑えたいと現状は思っているわけなんです。

そういった中で限界値に来たということで、安全性の面からいってどうなのかということをやっぱり議論したんですよね。そうすると最低限のものはきちんとやっておかなきゃならないなという私の判断でございます。最低限。

○三鬼（和）委員長　　他にございませんか。

従前当委員会で議論したときには灯浮標そのものが5基要るのかどうかという議論もありましたし、この係留索の交換時期がこんなふうになったのは現状ということがございますので、そういったこれまでの当委員会の審査も踏まえて御判断していただきたいと思っております。

○加藤市長　　おっしゃるとおりです。ただ、先ほども担当係長のほうから御報告しましたように、限界率に到達してしまったという話なんです。当然のことながら、先ほども申しあげましたように、五つが必要なのか否か、こういったことも議論はしておりますし、さらに先ほどから委員の皆様方からの御意見も十分受けとめながら、もう一度どうあるべきかということについては議論をしたいと思っております。

ただ、方向性としてはやはり予算計上せざるを得ないかなというような、今の時点ではそうでございますけれども、十分検討させていただきたいと思っておりますので、

よろしくお願ひします。

○三鬼（和）委員長 予算計上というか、もう交換せざるを得ないであろうという判断ですね。

○加藤市長 やはり安全性ということは非常に重要な話でございますので、その辺のところを十分踏まえながら検討していきたいと思っております。

○三鬼（和）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 それでは、水産商工食のまち課に係る報告事項につきまして終わりたいと思います。御苦勞さんでございました。

市長、副市長、長時間御苦勞さんでございました。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時23分）

○三鬼（和）委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決の前に請願が1件出ております。請願第1号、国土調査法に基づく尾鷲市の地籍調査事業の早期実施を求める請願でございます。

当委員会に紹介議員もいますので、そういったことを含めて皆さんこの辺について御審査願ひします。

○上岡委員 では、請願書を全部読ませていただきます。

○三鬼（和）委員長 読んでいただいて、趣旨というのか、それを。

○上岡委員 国土調査法に基づく尾鷲市の地籍調査事業の早期実施を求める請願書。尾鷲市議会議長、南靖久様。提出者代表、三重県尾鷲市三木里町391番地3、三木里地区会会長、宇田正明、紹介議員、上岡雄児。

謹啓、貴市議会におかれましては市政の発展のために御尽力されておりますこと感謝申し上げます。

さて、表記の件について、市の地籍調査は県内29市町村のうちでも下位から6番目で、かつ進歩率は1.65%と低い状況です。

地籍調査は国土調査法が昭和26年に制定されており、国においては行政活動、経済活動など、全ての基礎データを築くものであり、いずれは全国全ての地域で完了されるべきことと、地籍調査がおくれることは土地境界の調査に必要な認証や物証が日々失われ、時間が経過すればするほど調査が困難になると予想されます。

また、土地の境界が不明確なため、相続等に伴う境界の紛争、災害時に現地確認

できない等の問題も起こっています。特に近年では地籍調査が東日本大震災からの復旧復興に向けた土地の区画の復元等に大きな成果が求められています。

当三木里地区では、小学校が唯一の災害発生時の避難場所です。現在小学校までの道路は狭隘であり、救急車は走行困難、消防車も通行できない。災害時に物資輸送車など少し大きい自動車も入れない等大変危惧しています。

現在住民の安心安全のために山後川左岸から三木里小学校までの防災避難道路の整備計画を進めており、地権者から土地の一部提供も受けて地域防災・減災に注力していますが、そのための地籍調査は当地区会では大変困難です。道路完成後は最終的に市に移管していただけるよう権利関係も整備していきます。

地籍調査事業は国庫補助金2分の1、県補助4分の1、市の負担も4分の1となっていますが、経費の80%は特別交付税措置の対象となっており、実質5%の負担で地籍調査が可能となっております。

なお、この補助事業の労務単価の上昇、積算基準の改定による諸経費の増加等により厳しくなっていることから、この機会を逃すことなく状況下を御理解いただき、早急に当該地籍調査事業の推進を求めるものです。

ちょっと補足して説明させていただくと、ことしの3月末に長年の要望というか、懸案であった山後川という川があるんですけれども、その山のほうに行く左側は、農道へ行く道は今まで車が通行できる道でした。

ただ、右側は県が整備事業の計画はしていたんですけれども、何十年か前に、そのままの状態、どうしても三木里地域ではここを何とか通行できるようにしてほしいという要望を県のほうにずっとやっておりました。やっとな県のほうが河川の維持道路という形で線路のほうまで道路を通れるようにしていただきました。

それで、道路が通ったので、車が走れますから、これだったら小学校まで、三木里は東北地震から津波ということに物すごく敏感になっていまして、何とか小学校まですんなりで行ける道をつくりたいというのが、やっとな山後川が、道路が通りましたので、これはもう小学校まで何とか車が行けるようにしたいという地域の皆さんの要望で、市に要望していればちょっと期間がかかるだろうというので、地域の皆さんがもう私たちでやろうよと。やってもいいよという声が上がってきまして、その計画を今進めておりました。

ただ、きちんとした道路にするためには、どうしても地籍調査をしないと道路になりませんので、地籍調査の部分でかなりの費用が、道路工事は三木里の地域の皆さんが自分らでやろうという話をしていたんですけれども、地籍調査の部分でかな

りの費用がかかってしまうというのがわかりましたので、国の事業でもし尾鷲市さんが手を挙げていただいて、できれば三木里地域を最初にしていただければなど。三木里地域が1番じゃなくて、たくさんありますので、尾鷲市にも、津波避難地域が。だから、尾鷲市が手を挙げていただいて、できれば三木里を早くしていただければなどというので、この請願を地区会長名で出していただいたというのが経緯でございます。

○三鬼（和）委員長 若干補足もつけていただいて説明していただきました。これについて御意見がございましたら。御意見というか、聞き取りがありましたら。

○奥田委員 ちょっと紹介議員の今の上岡委員にお聞きしたいんですけど、確認の意味で。

これは10月10日の議会報告会の中でこういう話が出てきていまして、あのときに私は28年度までにコミュニティセンターの整備計画があつて、三木里だけが、ほかの地区、曾根とか九鬼とかほかのところはしてもらったのに三木里はどうなんですかと、要望していないんですかという話をしたと思うんですけども、そんなことよりもというような形だったと思うんですけど。

せっかく山後川の山へ登っていく右側のほうを県に整備してもらったからということで、これもちょっと前から私も三木里の方から聞いていますけど、三木里小学校へ行く道を早くつけたいんだと。だから、もうコミュニティセンター以上の思いがあるということなのかなと思うんですけど、それでこういう請願が一つの地区から上がってくるというのも非常に異例じゃないかなと思うんですけど、やっぱりこの地籍調査ということに対する思いがかなりあるのかなという感じあるんですけど、その辺はどうなんですか。

○上岡委員 地籍調査への思いじゃなくて、やはり避難できる道を何とか早く、ただ道路の工事以外の費用が余りにもかかるもので、そこまで皆さんでというのは、もしできれば、5%で済むので、してもらえばなどというわずかな希望でこの請願を出させていただいたと。できれば議員さんの協力を得て少しでも早くという意味でございます。

○奥田委員 なるほど。その道をつけるためには地籍調査を早くやってもらえんかなということですね。でも、これは本当に三木里だけじゃなくて全市的な問題だと僕は思うものですから、事情はよくわかりました。

○三鬼（和）委員長 全市的な取り組みを求める請願を出した中で、三木里地区も現在こうやっておるもので、そういったものも十分に合うように全市的な取り

組みをしてくれと理解したらいいのかな。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　それでは、付託議案について採決を行いたいと思います。

議案第54号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三鬼(和)委員長　挙手全員、挙手全員であります。

議案第55号、職員の給与に関する条例の一部改正について可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙手全員)

○三鬼(和)委員長　挙手全員、挙手全員でございます。

議案第56号、尾鷲市営住宅条例の一部改正について可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三鬼(和)委員長　挙手全員、挙手全員でございます。

議案第62号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙手全員)

○三鬼(和)委員長　挙手全員でございます。

議案につきましては、全議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号、国土調査法に基づく尾鷲市の地籍調査事業の早期実施を求める請願について採択すべきとする者の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三鬼(和)委員長　挙手全員、挙手全員でございます。

請願第1号につきましては採択すべきものとして全員が賛成という結果でございます。

以上で当委員会に付託になりました審査及び報告事項等もございましたが、全て終了いたしました。

委員長報告について、この審査の中で委員の皆さんが御発言したものの中で、報告に添えるべきとお考えのものがございましたら。ないですか。今回は。

55号についてこういった意見があったということですか。いいですか。じゃ、その文言についてはこちらで、皆さんの発言の中からはとらせてもらいます。

じゃ、御苦労さんでございました。それから、管外視察した部分については報告書もつくらんなんということで、参加した議員の控えたものも踏まえて私のほうで取りまとめさせてもらってもいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三鬼（和）委員長　それでは、できましたら皆さんにまた見ていただいて地元紙等に載せていただきたいと思います。

それでは、これで全議案とも審査を終わりましたので、結果が出ましたので、委員会を閉じたいと思います。御苦労さんでございました。

(午後 2時36分 閉会)